

用語の定義

【い】

維持管理担当者

業務従事者のうち建築設備運転監視・建築物点検保守業務に従事している者をいう。

【う】

運転・監視

設備機器を稼働させ、その状態を監視及び制御すること

【お】

押送車

身柄を拘束された被疑者または被告人を、警察署、拘置所などから検察庁まで搬送する車両をいう。(全長 8 . 9 9 m、全幅 2 . 3 2 m、高さ 3 . 1 4 m)

オストメイト

がんなどが原因で直腸や膀胱に機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」(人工肛門・人工膀胱 / ラテン語でストーマ)を造設した人をいう。

【か】

開庁時間

入居官署が、その主たる事務を執り行うために開庁しておくべき時間帯をいう。

外部出力系警報

中央監視制御機能のひとつで、外部の警備会社等へ警報の移報を行うことのできる機能をいう。

各種設備機器等

機械設備、電気設備機器類をいい、機器本体及び設備稼動に必要な配線、配管等の付属物を含む。

各種リスト表示

中央監視制御機能のひとつで、制御機器一覧、計測項目一覧、警報発生点一覧及びメッセージ等の各種リストを表示する機能をいう。

火災時空調機器等停止制御

中央監視制御機能のひとつで、火災発生時に当該空気調和機及びファン等を一斉又は個別に停止させる機能をいう。

換気設備

自然又は機械的な方法によって室内空気を外気と入れ換えるための設備をいい、燃焼装置への給気設備などを含む。

環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）

環境配慮型官庁施設計画指針（平成11年建設省営設第29の2号）1.2(2)に定める「環境基本法」の基本理念に則り、その計画から、建設、運用、廃棄に至るまでの、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設」をいう。（資料1-2参照）

環境負荷

環境配慮型官庁施設計画指針1.2(1)に定める「官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境保全の支障の原因となる恐れのあるもの」をいう。（資料1-2参照）

完成図

工事目的物の完成時の状態を表現した図面等で、完成図書または完成時設計図ともいう。原則として以下の内容のものをいう。

	種類	記入内容
建築関係	配置図及び案内図	敷地及び建築物等の面積表、屋外排水系統図
	各階平面図	室名、室面積、耐震壁
	各立面図	外壁仕上げ
	断面図	階高、天井高等を表示し、2面以上作成
	仕上表	屋外、屋内の仕上げ
	施工図	構造躯体及びカーテンウォール
	施工計画書	カーテンウォール

電 気 設 備 関 係	各階平面図	各階平面図及び図示記号
	単線接続図	分電盤、動力制御盤、実験盤、配電盤等の単線接続図
	系統図	各種系統図
	機器配置図	電気室の平面図、機器配置図等
	各種構内線路図	構内配電線路、構内通信線路
	機器製作図	受変電設備、発電設備、構内交換設備等
機 械 設 備 関 係	機器一覧表	名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等
	屋外配管図	屋外配管図（雨水排水を含む）
	各階平面図	各階平面図及び図示記号
	機械室関係図	各階機械室平面図及び断面図
	便所詳細図	各階便所・多目的便所詳細図
	系統図	各種系統図
	機器一覧表	品名、製造社名、形状、容量又は出力、数量等

幹線

主に電力設備における電路のうち、受変電設備の配電盤から分電盤、制御盤等へ配線されている電線またはケーブルをいう。なお、その電路から分岐される場合は「幹線分岐」又は「分岐幹線」という。

幹部職員

検察庁支部の支部長検事、検察官、法務局支局の支局長を総称する場合、「幹部職員」という。

【き】

基準建ぺい率

建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条に規定する、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度をいう。

基準容積率

建築基準法第52条に規定する、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度をいう。

休日

「国民の祝日に関する法律」による。休日等は、土曜日、日曜日及び祝祭日、及び12月29日～1月3日をいう。

業務従事者

S P Cのもとで維持管理業務に従事する者をいう。

局線

通信事業者との電話サービスを受けているものどうしが、音声、データ情報等の送受信を行う際に、任意に必要とされる電気通信回線をいう。

許容応力度

建築基準法施行令第89条～第94条により材料毎に定められる単位面積当たりの力をいう。施行令に定めがない材料については建築基準法37条の規定により国土交通大臣が定める数値をいう。

近接

室同士が近くに配置されている状態を表し、要求水準に近接の指定がある場合は、原則として同一フロア内の極力近い位置に配置する。

【く】

空気調和

対象となる空間の要求水準に合致するように、空気を浄化し、その温度、湿度及び風量を調節して供給（排出を含む）をすることをいう。

空気調和設備

空気調和を行うための設備をいい、空気調和機、ダクト、熱源設備、配管及び自動制御設備を含む。

グリーン製品

環境負荷のできるだけ少ない製品。参考資料 - 2 参照。

【け】

系統連系

電力系統連系技術要件ガイドラインにより、常用発電装置等で発電された電力を、商用電源系統と連系することをいう。

検針

給水、給湯、ガス及び電力をメーターにより使用量を測ることをいう。

建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一項に規定する建築物をいう。

建築設備

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第三項に規定する建築設備をいう。

【こ】

硬質床

陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。

交通・物流等

人の移動および室内業務に係る物品・材料等の移動・運搬行為をいう。

構内交換設備

電気通信事業法等の電気通信関係の法令、及び第一種電気通信事業者が定めた契約約款等による、電話サービスを受けるための設備をいう。

個別設定

空調調和設備において、各室個別で吹出口及びファンコイルユニット等の能力制御を行い、各室の室温を調整する設定を行う。個別制御。

【さ】

サービス提供時間

不特定多数の利用者が、面会その他の対面的な方法など、その施設を使用できる時間をいう。

参照基準

要求水準書等で示す性能・仕様等の、考え方を表す参考資料をいう。

【し】

施設管理者

国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づき苫小牧法務総合庁舎の統一的管理について法務大臣から指定を受けた者をいう。

自然エネルギー

自然光（人工照明の代替）、自然通風（冷房・機械換気の代替）、太陽光発電（商用電源の代替）、太陽熱給湯（電気・都市ガス・油等の代替）、外気冷房（中間期及び冬季の冷房の代替）等をいう。

修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材、または低下した性能若しくは機能を、原状または実用上支障のない状態まで回復させること。

職員

入居する検察庁支部及び法務局支局の職員をいう。

使用量内訳書発行

中央監視制御機能のひとつで、パルス積算値をもとに官署ごとの使用量計算を行い、使用量内訳書の発行を行う機能をいう。

調室諸室

支部長調室、検察官室及び捜査官室を総称する場合、「調室諸室」という。

【す】

スケジュール発停

中央監視制御機能のひとつで、曜日・日時スケジュール設定をし、設定されたタイムスケジュールに従い、空調・共用照明部等の自動発停制御を行う機能をいう。

【せ】

清掃

汚れを除去し、または汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

責任分界点

電力供給側である電力事業者と電力需給側である需要家の、電路上における責任区分点をいう。

繊維床

カーペット、じゅうたん等の床をいう。

全天候性

気象条件の別によって人がその行動を妨げられることのない空間性能をいう。

【そ】

外断熱工法

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等熱容量が大きな構造躯体の外側に断熱を施す工法をいう。

【た】

ダイヤルイン方式

局線からの着信により直接内線電話機を呼出す方式をいう。ひとつの局線に与えられた番号の他に追加番号を設定することにより、同時でない複数の内線電話機を呼出すことができる。

弾性床

ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。

多目的便所

高齢者、傷病者、妊婦、乳幼児および乳幼児を連れた者、車いす使用者、肢体不自由者等、使用者誰もが安全かつ円滑に利用できる便所をいう。

【ち】

中央熱源

建物内の空調に必要な熱負荷を受け持つ冷熱源及び温熱源を、パッケージ形空気調和機など小さな部屋単位の熱負荷を受け持つ個別熱源機器によらず、集約して設けることをいう。蓄熱式熱源を含む。

庁舎管理担当職員

S P Cによる維持管理業務に対して、指示・連絡・報告などの窓口となる入居官署の担当職員をいう。

【て】

T・P

東京湾平均海面 (T o k y o P e i l) の略称記号で、高さを表す基準をいう。

定期清掃

月単位、年単位に長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。

定期点検

建築物等の機能が、常時、正常な状態を維持されるよう、一定の期間毎に点検することをいう。

停電・復電制御

中央監視制御機能のひとつで、停電時にあらかじめ定められた負荷の自動切離しを行い、復電時は、スケジュール状態に合わせた負荷の再投入又は設定順位に従った負荷制御を行う機能をいう。

適用基準

本事業に際して、適用される性能や仕様などの基準をいう。なお、当該性能を満たすことを証明することにより、各基準が示す仕様以外の仕様とすることが出来る。

電気室等

電気室、特高受変電室、発電機室、その他専ら電気設備機器の設置のための室で、居室でないものをいう。

点検

建築物等の機能および劣化の状態を一つ一つ調べることをいう。機能に異常または劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。

【と】

同一室

室の一角に別の室を設ける場合の状態をいう。

【に】

二重床

床下の配線・配管を目的とした非構造部材の浮床をいう。

日常行動

使用者および利用者の日常の生活、執務、移動をいう。

日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。

日常点検

建築物等の機能が、常時、正常な状態を保てるように、日単位等の短い周期で日常的に点検することをいう。

【ね】

熱源機械室等

熱源機械室、各種ポンプ室、受水槽室、その他専ら機械設備機器の設置のための室で、居室でないものをいう。

燃料系発電装置

ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置等を総称して「燃料系発電装置」という。

【は】

排煙

火災等によって生じた煙を自然または機械的な手段によって屋外に排出することをいう。

排煙設備

排煙を行うための建築設備をいう。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物をいう。

発電回路

商用電源途絶時に、発電設備（太陽光発電設備を除く。）より電気を供給される回路をいう。

反射障害

建物外装面の光の反射に起因して発生する、周辺の自然環境、居住環境への影響、人への幻惑等で、自然環境や人の生活に悪影響を与えるものをいう。

【ひ】

標準型建具

公共建築工事において広く仕様の共通化を図り、コスト縮減を資するため特定の建具の関連部材を含めた総合的な仕様、寸法等について、国土交通省が定めた規格「標準型建具」に基づき、製造および施工される建具をいう。

【ふ】

フルメンテナンス契約

設備の耐用期間内において、対象となる設備の機能・性能を維持するために必要となる定期点検・保守及び修繕、並びに機能停止時等の緊急復旧対応その他の業務に係る包括的な契約をいう。

【へ】

平日

祝祭日を除く月曜日から金曜日までをいう。

閉庁日

「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律 91 号、改正平成 4 年法律 28 号）に定める休日のことをいう。

別工事

各官署が本施設へ入居する際、官署が行う工事や備品の設置等で、本事業に係る業務に含まれないものをいう。

【ほ】

防火管理者

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に規定する防火管理者をいう。

法的防災負荷

法令に基づき設置が必要とされる、消火ポンプ、スプリンクラー、非常照明、誘導灯などの設備に係る電力負荷をいう。

法令点検

建築物等の施設に関する定期点検のうち、関係法令に基づく点検

保守

建築物等が必要とする性能または機能を維持する目的で行う、消耗部品または材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の、軽微な作業をいう。

保全

建築物（設備を含む）、諸施設、外構、植栽などの、対象物の全体または部分の、機能および性能を使用目的に適合するように行う業務をいう。

【ま】

窓口業務

不特定多数の利用者に対し、面会その他の対面的な方法により、行政サービスを提供する形態の業務をいう。

無人運転

空調熱源を含む空気調和設備について、故障などの異常があった場合を除き、常時運転管理者等が熱源機械室等に常駐しなくても、運転できることをいう。

【ら】

ライフサイクルコスト（LCC）

建物の建設から運用、廃棄に至るまでの一生(ライフサイクル)を通しての必要な費用の合計をいう。建設費、維持をするためのコスト(エネルギー費、維持保守費等)、取り壊すためのコストを合計することで算出される。

【り】

離隔

室同士が極力離れた位置に配置された状態を表し、要求水準に離隔の指定がある室については、最大限距離を置いた配置とする。

隣接

室同士が壁を隔てて接している状態を指し、要求水準に隣接の指定がある室については、相互間に出入口を設置する。

【れ】

劣化

建築物の全体または各部材が、当初の性能あるいは保持していた機能から低減していく状態をいう。

適用・参照基準、及び掲載先・入手先一覧

適用基準名	刊行物名称	発行先・掲載先名称等
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
官庁施設の基本的性能に関する技術基準	官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
官庁施設の総合耐震計画基準	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (平成8年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
環境配慮型官庁施設計画指針(グリーン庁舎計画指針)	グリーン庁舎計画指針及び同解説 (環境配慮型官庁施設計画指針)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築設計基準	建築設計基準及び同解説(平成9年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築構造設計基準	建築構造設計基準及び同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築鉄骨設計基準	建築鉄骨設計基準及び同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
構内舗装・排水設計基準	構内舗装・排水設計基準(平成13年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築工事設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準及び同解説(平成10年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築設備計画基準・要領	建築設備計画基準・要領(平成12年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築設備設計基準・要領	建築設備設計基準(平成14年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築設備設計計算書作成の手引	建築設備設計計算書作成の手引き(平成14年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築工事標準詳細図	建築工事標準詳細図(平成13年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
擁壁設計標準図	擁壁設計標準図(平成12年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成16年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成16年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成16年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
外断熱建物に関する性能基準	外断熱建物に関する性能基準及び同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
敷地調査共通仕様書	敷地調査共通仕様書(平成11年版)	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築工事安全施工技術指針	建築工事安全施工技術指針・同解説	(社)公共建築協会発行(電話 03-3234-6265) URL http://www.pba.or.jp/
建築CAD図面作成要領(案)	建築CAD図面作成要領(案)(平成14年11月改訂版)	http://www.mlit.go.jp/tec/cals/001023/nyusatu.htm
営繕工事電子納品要領(案)	営繕工事電子納品要領(案)(平成14年11月改訂版)	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/std0211/02const.pdf
建築設計業務等電子納品要領(案)	建築設計業務等電子納品要領(案)(平成14年11月改訂版)	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/std0211/02design.pdf
建築工事公衆災害防止対策要綱	建築工事公衆災害防止対策要綱	
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物適正処理推進要綱	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/index.htm
建設産業における生産システム合理化指針	建設産業における生産システム合理化指針	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/3kanen.htm
国有財産台帳等取扱要領について	国有財産台帳等取扱要領について(平成13年5月24日財理第1859号)	
セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/13/130507_.html
公共建築工事内訳書標準書式	公共建築工事内訳書標準書式	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/touitukijyun/s_a_utiwakesyo_syosiki.pdf
国家機関の建築物等の保全に関する技術的基準	国家機関の建築物等の保全に関する技術的基準(昭和57年建設省管営第224号)	http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/hozenkijun.htm
「建築設備耐震設計施工指針(建設省住宅局建築指導課監修1997年版)」	「建築設備耐震設計施工指針(建設省住宅局建築指導課監修1997年版)」	

参照基準名	刊行物名称	発行先・掲載先名称等
建築保全業務共通仕様書	建築保全業務共通仕様書(平成15年版)	(財)建築保全センター(電話 03-3263-0080) URL http://www.bmmc.or.jp/
建築保全業務積算基準	建築保全業務積算基準(平成15年版)	(財)建築保全センター(電話 03-3263-0080) URL http://www.bmmc.or.jp/
建築物の省エネルギー基準と計算の手引き	建築物の省エネルギー基準と計算の手引き 性能基準(PAL/CEC)(平成15年10月改訂)	(財)建築環境・省エネルギー機構(電話 03-3222-6681) URL http://www.ibec.or.jp/
空調エネルギー消費係数(CEC/AC)計算法	改訂 空調エネルギー消費係数(CEC/AC)計算法(平成15年8月発行)	(財)建築環境・省エネルギー機構(電話 03-3222-6681) URL http://www.ibec.or.jp/
建築物のライフサイクルコスト	改訂 建築物のライフサイクルコスト	(財)建築保全センター(電話 03-3263-0080) URL http://www.bmmc.or.jp/ (財)経済調査会
凍結防止対策設計標準(案)	凍結防止対策設計標準(案)	
表示・標識標準	表示・標識標準	

法務総合庁舎入居職員の構成

検察庁支部

支部長室	1名
各検察官室	7名
捜査官室	6名
事務室	12名

合計 26名

法務局支局

支局長室	1名
総務事務室	5名
登記事務室	21名

合計 27名

苫小牧市立東小学校の運営概要

苫小牧市立東小学校の児童数は、平成 10 年で 397 人であり、苫小牧市内にある 19 の小学校のうち、12 番目の規模となっている（表 2 - 1 参照）。苫小牧法務総合庁舎に隣接する東小学校が、本事業において影響を受けると予想される大きな要素として、建設の際の工事時期、工事時間帯、車両出入口、また庁舎の維持管理業務においては開庁時間帯、駐車場出入口位置などが挙げられる。以下に東小学校の、a) 登下校時間と授業時間、b) 年間行事スケジュール、c) 通学路と前面道路の歩道橋の使用状況を記す。

a) 登下校時間と授業時間

登校時間はおよそ 7:30~8:15 である。また下校時間は通常の場合、13:45 頃から始まる。ただし、5 時間授業の場合は 14:30 頃から、クラブ活動のある場合は 15:15 頃から、委員会活動のある場合は 15:45 頃から、同好会のある場合は 18:00 頃から始まる。遅い場合には 18:30 を過ぎることがある。

下校時間については学校の運営状況により随時変動するので、曜日や学年など特定できない場合が多い。

授業時間は、平成 15 年度日課表に示される通り 5 時間授業が中心であるが、学年や曜日によって 4 時間となることがある。（表 2 - 2 参照）

b) 年間行事スケジュール

平成 15 年度の夏休みは 7/25~8/18、冬休みは 12/27~1/20、春休みは 3/25~4/6 までとなっている。この期間中、児童の登校がないわけではなく、午後にプールやスケートリンクを利用することなどがある。午前中に関しては、自宅学習を指導しているので、基本的には児童の登校はない。それ以外にも地域学校開放があり、土日や休み期間中に一般市民の利用もある。

c) 通学路、前面道路の歩道橋使用状況

徒歩や自転車による通学路は基本的に全方位にあり、庁舎敷地の南西と南東の 2 つの道路共に、通学路として利用されている。比較的使用されていないのは敷地の北西側道路である。

学校の前面道路（敷地の南東側道路）は車の通行が少なくなるよう、学校側から近接する市民会館に申し入れをして、一般車両の駐車場への出入りを制限している。

庁舎敷地の南西側前面道路の歩道橋は、主に学校の西方面から通学する児童が利用し、主要な通学路となっている。

d) その他

隣地境界で接している学校側の敷地内に子供たちの遊び場があり、工事中の養生には十分な配慮が必要である。

庁舎敷地にもっとも接近する小学校の建物部分に、東小と東中の言語障害児学級「ことばの教室」の玄関がある。出入りは子供たちの遊び場を通してアプローチする南東側からが主であり、北西の角からは原則的には出入しない。

表 2 - 1 平成 10 年の苫小牧市内の
小学校と生徒数（胆振支庁HPより）

苫小牧市						
名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号	児童数	備考	
苫小牧東小学校	053-0018	旭町3-3-4	0144-32-6231	397		
苫小牧西小学校	053-0803	矢代町3-7-16	0144-72-6441	359		
若草小学校	053-0021	若草町1-4-5	0144-32-6584	589		
緑小学校	053-0032	三光町2-6-5	0144-32-6501	820		
北光小学校	053-0852	北光町3-8-2	0144-73-8191	538		
糸井小学校	053-0816	日吉町4-12-6	0144-72-3912	320		
勇弘小学校	059-1372	勇弘149	0144-56-0149	190		
大成小学校	053-0806	大成町2-3-2	0144-72-6435	633		
樽前小学校	059-1265	樽前102	0144-67-3755	41		
錦岡小学校	059-1264	宮前町2-30-2	0144-67-0706	654		
沼ノ端小学校	059-1364	沼ノ端519-48	0144-55-0403	770		
植苗小学校	059-1365	植苗50	0144-58-2134	85		
清水小学校	053-0034	清水町2-10-16	0144-33-7285	349		
澄川小学校	059-1271	澄川町2-4-6	0144-67-3131	847		
美園小学校	053-0041	美園町4-26-2	0144-34-3013	542		
日新小学校	053-0833	日新町3-1-7	0144-73-1612	797		
北星小学校	053-0832	桜木町3-8-6	0144-74-2155	525		
豊川小学校	053-0831	豊川町4-7-14	0144-73-8024	740		
明徳小学校	059-1273	明徳町3-10-3	0144-67-2911	350		

表 2 - 2 東小学校の日課表（東小提供資料）

平成 1 5 年度 日 課 表

月	火	水	木	金	金(行休)	
8:15	登 校					
8:20						
8:35	朝 の 会					
8:45						
10:20	中 休 み					
10:40						
10:45						
12:20	給 食					12:20
13:00	清 掃 活 動					昼休み 13:00
13:20						13:20
13:40	昇 休 み					帰りの会
13:45						13:45
14:30						クラブ (13:45~15:15)
14:45	帰 り の 会 (14:30~14:40)					
	(月~14:55) 特別委員会(不定期) 職員委員会(月1回) 教員委員会(月1回)	学年会議 苦教研	校務部会 職員会議 校内研修	教務部会 選考委員会(月1回)		
15:40	職員集会 (15:40~45)		職員集会 (15:40~45)	職員集会 (15:40~45)	15:15	
15:45					15:45	
16:00					16:00	

◎上記の表は、4、5、6年生用 27時間
 1年生は、月曜のみ5時間授業 23時間
 2年生は、月、水のみ5時間授業 24時間
 3年生は、月、火、水、木に5時間授業 26時間

ＬＣＣＯ₂算出方法

1. 要求水準書に示すＬＣＣＯ₂の位置づけ

ＬＣＣＯ₂は、事業者決定後の基本設計終了時に具体的な設計内容に基づいて算出する。従って、入札時の提案においては、「グリーン庁舎計画指針及び同解説」におけるグリーン化技術選定シートを用いて、事業者にて概略のＬＣＣＯ₂予測計算を実施し、要求水準書に示すＬＣＣＯ₂の達成が可能な計画を行うものとする。

基本設計終了時においても、要求水準書に示すＬＣＣＯ₂が達成可能な設計内容とする。基本設計終了時に実施するＬＣＣＯ₂の算出においては、「グリーン庁舎計画指針及び同解説」におけるＬＣＣＯ₂計算法（庁舎版）を使用するものとする。

2. 入札時の提案に係るＬＣＣＯ₂計算の算定条件

ＬＣＣＯ₂計算では、設計監理から廃棄処分までの各段階に係わるＣＯ₂排出量を含むものとする。計算条件を以下に示す。

評価対象期間は65年とする。

建替周期は、従来案（ＬＣＣＯ₂削減の基準モデル）では50年、対策案（事業者の提案モデル）では65年とする。

その他の各種設定値については、対策案に近い規模の参考値を用いることとする。

ＬＣＣＯ₂削減率の基準となる従来案の水準は、下記の仕様及び条件とする。

(1) 空気調和設備

・空調床面積、窓の大きさ、庇形状、内部発熱負荷は対策案と共通仕様とする。

・断熱材は押出法ポリスチレンフォームとし、外壁は2種b25mm、屋根は3種b50mmとする。

・窓ガラスは、複層フロート板ガラス（厚み5 - 6 - 5）とする。

・熱源は、直だき吸収冷温水発生機（必要に応じて温水発生機を併用）とし、燃料は灯油とする。

・外気冷房は行わない。

・空調設備は、単一ダクト方式。

(2) 機械換気設備

対策案で算定したCEC/V計算における仮想換気消費エネルギー量とする。

(3) 照明設備

照明器具は、FL,安定器改良型とし、照明制御はなしとする。

(4) 昇降機設備

対策案と同じエネルギー量とする。

(5) その他

太陽光発電、太陽熱利用はないものとする。また、その他特段省エネルギー対策を行っていない場合は、対策案と同じ値とする。

空気調和設備の熱源に都市ガスを用いる場合は、評価対象期間を通して天然ガス（13A）を用いることができることとしてよい。

各計算はSI単位で行う。

ＬＣＣ計算は、「第2章第5節3.(1)d.環境負荷低減及び経済性の検証」の項による。

セキュリティの設定

レベル	アクセス者						セキュリティの概要	防犯装置の種別	対象部分の例
	幹部職員	職員	警察官・刑務官	被疑者・被告人	弁護士・参考人	維持管理担当者			
1				×			<一般開放ゾーン> 開庁時間内であれば、原則的に誰でも出入り可能（身分の確認不要）。開庁時間外は、職員の判断で職員以外のものが入ることができる。	C K (屋内の)	駐車場、 正面玄関等
2				×			<来庁者の身分確認が必要なゾーン> 必要に応じて、身分証明書等の提示により身分の確認を行う。身分証明書等による確認ができない者は、用務先、来庁目的等必要な記帳を行い、許可を受けて出入り可能。	なし	エントランスホール、一般用トイレ等
3				×			<職員あるいは維持管理担当者の許可を受けた者が出入できるゾーン> 来庁者、納入業者等については、用務先、来庁目的等必要な記帳を行い、許可を受けて出入り可能。	C K	(法務局) 閲覧室、 登記相談室等
4				×			<職員の許可を受けた者が出入できるゾーン> 必要に応じて職員が帯同	K	会議室、 (法務局) 事務室等
5				×		×	<職員の許可を受けた者が出入できるゾーン> 原則として、職員からその行動や状況を監視できる範囲に限定	K	(法務局) 書庫、(検 察)呼出人 控室等
6						×	<幹部職員、及びその関係職員から許可を受けた者が出入できるゾーン>	K	支部長 室、検 察官調室、 支局長室 等
7			×	×	×	×	<庁舎管理担当職員及び維持管理担当者が出入できるゾーン> 庁舎管理担当職員の許可が必要	K	機械室、 電気室等
8					×	×	<検察庁職員や警察官の監視下にあるゾーン> 厳重な警戒の下、施錠された室内において、逃亡されない状態。	K	仮監同行 室など

* 摘要 アクセス者 : アクセス可能 : 許可が必要 × : 不可能
防犯装置の種別 K : 鍵 C : 防犯カメラ

留意事項

- ・ レベル3以降は動線計画を適切に行い、動線の錯綜のないようにする。
- ・ 緊急時には迅速な避難が、可能な動線計画とする。
- ・ 車寄せにおける、歩行者の安全を適切に確保する。
- ・ バックヤードからの不正な侵入等を未然に回避する。
- ・ 不審者等について、適切な対処が可能となる空間形態とする。
- ・ 庁舎及び車庫を警備の対象とする。
- ・ 機械警備の場合、操作は職員によるものとし、スイッチは職員用出入口及び仮監同行室専用出入口近辺に設置する。
- ・ 鍵及び防犯カメラは、警備担当会社と協議し、連携した設備とする。
- ・ 鍵管理ボックスは、各入居官署のそれぞれの事務室（法務局支局は総務事務室）に設置し、共用部分の鍵をそれぞれに与える。

官庁営繕部における平成 16 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の
化学物質の抑制に関する措置について

1. 建築材料等の適正な選択による対策

1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を
を発生する建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 MDF パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない JAS 又は JIS 規格品(以下「規格品」という。)とする。
家具 書架 実験台 その他の什器等	に揚げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない規格品とする。
壁紙、ビニル床タイル、 ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	
保温材 緩衝材 断熱材	
塗料	
仕上材料	

注： 使用制限の原則としては、F を基本とし、該当する材料がない場合は、F
又はその同等品(旧 JAS 及び旧 JIS における Fco、Eo のものを含む)を使用する。

2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及
び接着剤の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
壁紙、ビニル床タイル、 ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
塗料	

3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノルブカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を
含有する防腐・防蟻剤の使用制限

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
木材保存剤 (木材の防腐・防蟻処理)	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。

4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。
木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。

2. 施工中の安全管理

接着剤および塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3. 施工終了時の測定

測定は責任の明確化を図るため、各入居官署が発注する別途工事又は家具の設置等が行われる前に行う。次の 及び を確認して、1) の測定対象化学物質全てを同時に測定する。

内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。

中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

注：測定結果が指針値を超えた場合、6) の措置を講じる時間を見込むこと。

1) 測定対象化学物質

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25 の場合)
ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 µg/m ³)
トルエン	0.07ppm (260 µg/m ³)
キシレン	0.20ppm (870 µg/m ³)
エチルベンゼン	0.88ppm (3,800 µg/m ³)
スチレン	0.05ppm (220 µg/m ³)

2) 測定対象室

測定対象室は、次の から とし、それぞれ1室以上を測定する。

事務室	会議室	幹部職員室	休憩室	居住室・宿泊室
研究室等その他の主要室		書庫・倉庫等の常時換気をしない室		

測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行う。なお、改修工事においては、測定対象室のうち、内装改修を行った室について測定を行う。

3) 測定箇所数

測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A
測定箇所数	1	2	3	4

4) 測定方法

測定は、パッシブ型採取機器(別紙「ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ型採取機器(サンプラー)一覧表」参照)を用いて、次の要領で行う。

30分換気

測定対象室の全ての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分間換気する。

5時間閉鎖

その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

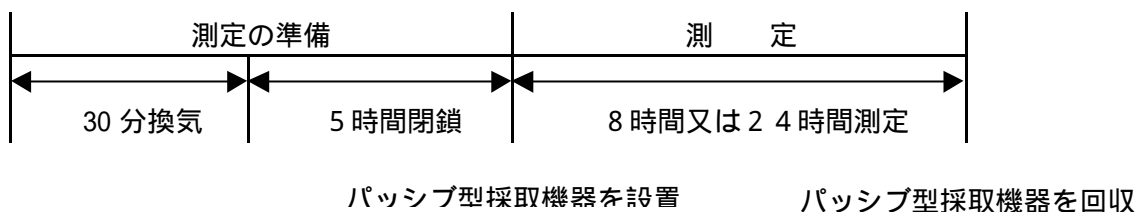
測定

測定は次のイからハによる。

イ の状態のままで測定する。

ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの間で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注: において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

5) 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4)により測定を行う。

6) 測定結果の報告

測定結果は、別途定める様式により北海道開発局あて報告する。

4. 施設引渡し時の保全指導

引渡し時に施設管理者に対して、室内空気中に化学物質を発散するおそれのある建築材料等の使用状況を提示し、必要に応じて措置に関する配慮事項等の指導を行う。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ採取機器（サンプラー）一覧表

別紙

対象物質	測定機器・製品	型番	販売・問合せ先 (Tel, Fax, HPアドレス)	分析		測定範囲・所要時間		試験結果による評価 (注1参照)
				分析機器	分析方法	範囲	所要時間	
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド	測定バッチ F (ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド用、一回で同時に測定可)		入手先 財団法人 建築安全センター TEL : 03-3263-0080 FAX : 03-3263-0083 www.bimc.or.jp/ 商品について詳細等の問合せ先 株式会社(アドバンスト ケミカルセンサー社製) TEL : 03-5464-3141 FAX : 03-5464-3140 www2.odn.ne.jp/opis	指定：(株)ダイヤ分析センター 内 財)ベターリビング分室 TEL : 029-887-5346 FAX : 029-887-0779 www.ibaraki-kankyo.jp	HPLC	ホルムアルデヒド 0.01~3.3ppm アセトアルデヒド 0.01~6.7ppm	8~24時間 (最長40時間)	ホルムアルデヒド アセトアルデヒド
	パッシブサンプラー (ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド用、一回で同時に測定可)	DSD-DNPH Cat.No. 28221-U	シグマアルドリッチジャパン スベルゴ事業部 TEL : 03-5821-3191 FAX : 03-5614-6279 www.sigma-aldrich.com/japan	推奨：日化テクノサービス(株) TEL : 0294-23-7372 FAX : 0294-24-5320 member.nifty.ne.jp/nikkats	HPLC 又は GC	ホルムアルデヒド 0.001~1.2ppm アセトアルデヒド 0.001~3.5ppm	8~24時間	ホルムアルデヒド アセトアルデヒド
	パッシブガスチューブ (ホルムアルデヒド用)	8015-069	栗田化学(株) TEL : 03-3822-2111 FAX : 03-3822-1109 www.sibata.co.jp	推奨：(財)東京環境科学 TEL : 042-525-3176 www.kenko-kenbi.or.jp	AHMT- Abs 又は HPLC	約0.01~0.5ppm (AHMT 分析の場合)	24時間	ホルムアルデヒド
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド	測定バッチ V (トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン用、一回で同時に測定可)		入手先 財団法人 建築安全センター TEL : 03-3263-0080 FAX : 03-3263-0083 www.bimc.or.jp/ 商品について詳細等の問合せ先 株式会社(アドバンスト ケミカルセンサー社製) TEL : 03-5464-3141 FAX : 03-5464-3140 www2.odn.ne.jp/opis	指定：(株)ダイヤ分析センター 内 財)ベターリビング分室 TEL : 029-887-5346 FAX : 029-887-0779 www.ibaraki-kankyo.jp	GC	トルエン、キシレン エチルベンゼン 0.01~133ppm スチレン 0.01~67ppm	8~24時間 (最長40時間)	トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン

対象物質	測定機器・製品	型番	販売・問合せ先 (Tel, Fax, HPアドレス)	分析		測定範囲・所要時間		試験結果による評価 (注1参照)
				分析機関	分析手法	範囲	所要時間	
トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン	有機ガスモニター (トルエン、キシレン エチルベンゼン スチレン用。 一回で同時に測定可)	No.3500	スリーエムヘルスケア(株) TEL : 03-3709-8269 FAX : 03-3709-8490 www.immi.co.jp	推奨：別添の18機関	GC/MS 又は GC	~6000ppm	8~24時間	トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン
	ハッシュサンブラー (トルエン、キシレン エチルベンゼン スチレン用。 一回で同時に測定可)	VOC-SD Cat.No. 000J006	シグマアルドリッチジャパン スバルコ事業部 TEL : 03-5821-3191 FAX : 03-5614-6279 www.sigma-aldrich.com/japan	推奨：日化学クナサービス(株) TEL : 0294-23-7372 FAX : 0294-24-5320 member.nifty.ne.jp/nikkets	GC/MS 又は GC	0.002~0.55ppm (トルエン) 0.0004~1.5ppm (キシレン) 0.0004~4.5ppm (エチルベンゼン) 0.0007ppm~ (スチレン)	8~24時間	トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン
		VOC-TD Cat.No. 000J006		推奨：株式会社ミック TEL : 03-5447-5285 FAX : 03-5447-5287 www.mbic-eco.co.jp.jp		GC/MS	0.0006ppm~ (トルエン) 0.0004ppm~ (キシレン、エチ ルベンゼン、ス チレン)	2時間

(注1) 室内空気環境研究会測定技術分科会(主査：坊垣明雄独立法人建築研究所総務課)におけるパッシブ型採集機器(サンプラー)の性能評価試験の結果を踏まえた評価
(ホルムアルデヒドについては厚生労働省計量値と同程度及びその1/2程度の測定帯における24時間採取、他については厚生労働省計量値と同程度の測定帯における2.4時間採取
：測定帯の相対誤差がよい(複数の測定水準における測定値の平均が、厚生労働省の標準計量値との比較において、 $\pm 20\%$ 以内を確保)
：測定帯の相対誤差がやや悪い(同条件で、 $+20\%$ を超え又は -20% を下回る)

(注2) 化学物質を暴露していない測定機器

アセトアルデヒドの施行終了時の測定は、行なわない。

なお、当一覧表は、「試験結果による評価」の欄を除き、原則として各機器の販売メーカーの製品カタログ及びヒアリングに基づき作成したものである。

建設大臣官房官庁営繕部監修

表 示 ・ 標 識 標 準

昭和 6 3 年 4 月

社団法人 営繕協会

1章 総則

1.1 目的

この標準は、官庁施設の表示・標識に関する基本的事項について定め、統一化を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

この標準は、官庁施設のうち庁舎及びその付帯施設（以下「庁舎等」という）の表示・標識の設計に適用する。

また、法令等にあらかじめ定められている場合は、それを適用する。

1.3 基本方針

表示・標識は、庁舎の建築設計と調和のとれたものとし、利用者にとってわかりやすく、また、意匠的にも優れたものとする。

2章 文字表示

2.1 書体及び大きさ

2.1.1 和文（漢字・ひらがな・カタカナ）

（1）写真植字は太ゴシック正体を用いる。

（2）大きさは、全角ベタをもって示す。

2.1.2 欧文（アルファベット・数字）

（1）基本となる太さの文字は、ヘルベチカレギュラーを用いる。

（2）大きさは、キャップハイトをもって示す。

2.2 字間

2.2.1 和文（漢字・ひらがな・カタカナ）

詰打ちとする。

2.2.2 欧文（アルファベット・数字）

詰打ちとする。

2.3 行間

2.3.1 和文

全角べたと全角べたの間の寸法とする。

2.3.2 欧文

並び線と並び線の間の寸法とする。

2.4 文字の割り付け

「頭合わせ末尾成り行き」又は、「心合わせ」とする。

3章 ピクトグラフ（絵文字）表示

3.1 ピクトグラフ



3.2 大きさ

単独で使用する場合のピクトグラフの大きさは、原則として下記による。ただし外部又は、他の表示・標識に組み込む場合は、用いる部分によって決める。

- (1) 100×100 (mm)
- (2) 150×150 (mm)
- (3) 200×200 (mm)

4章 色彩

4.1 基調色

原則として黒と白を用いる。
ただし、下記の場合は除く。

- (1) 「禁止」や「女性」の場合には、赤を用いる。
- (2) 障害者のピクトグラフには、青を用いる。
- (3) アクセントカラーを用いる場合。
- (4) 法令等であらかじめ定められている場合。

4.2 アクセントカラー及び機能色

アクセントカラー及び機能色は下記に示すものを基本とし、印刷及び既製のプラスチック板を使用する場合にはこれらに最も近い色を選択する。

赤	4 R 4 . 5 / 1 4
黄赤	4 Y R 6 . 5 / 1 4
黄	5 . 5 Y 8 . 5 / 1 4
緑	9 G 5 / 1 0
青	6 P B 3 . 5 / 1 3
茶色	1 0 R 3 / 5
灰色	N 6 . 5

(マンセル表示)

5章 外部表示

5.1 庁舎誘導表示

- (1) 目的の敷地の方向が確認できるよう必要に応じ庁舎誘導表示を設置する。
- (2) 庁名は、簡略化を考慮する。
- (3) 文字は、見やすさを考慮した大きさとする。

5.2 庁名表示

- (1) 庁舎へのアプローチの始点を敷地境界において目的の庁舎であることが確認できるものとする。
- (2) 庁名は、正式名称を表示する。
- (3) 文字の大きさは、100～300mmを標準とする。

5.3 官署名表示

- (1) 入居官署数が2以上の場合は、敷地境界又は玄関まわりにおいて目的の官署であることが確認できるよう表示する。
- (2) 官署名は、正式名称を表示する。
- (3) 文字の大きさは、50～150mmを標準とする。

5.4 その他の表示

- (1) 構内には、利用者の交通方法、利用方法をわかりやすく案内・指示できる表示・標識を考慮する。
- (2) 駐車場・進入禁止・一方通行などの車両の運行に関するものは、道路交通法に定められた記号等を積極的に使用する。

6章 内部表示

6.1 庁舎総合案内

- (1) 玄関ホールにおいて目的の官署名及び室名の入居階等をわかりやすく表示するものとする。
- (2) 庁舎の使用調整に対応できるよう取付け方法等を考慮する。
- (3) 必要に応じ会議案内を考慮する。

6.2 フロア案内

下記を要点にして作図する。

- (1) 平面は、変形せずに単純化する。
- (2) 図の向き(天地のとり方)は、見る方向に合わせる。
- (3) 現在地を赤の—又は□で表示し「現在位置」を併記すること。
- (4) 人の通過できない部分(壁・窓・手摺りなど)は、すべて実線とする。
- (5) 廊下・階段室は、灰色又は網点にして部屋と区別し見やすくする。
- (6) 室名を室そのものの位置に表示すること。また、扉番号がある場合は扉番号を表示する。なお、外来者にとって必要としない室名は、省いてもよい。
- (7) 非常口は赤の で表示し「非常口」を併記すること。
- (8) 手洗い・エレベータは、図中においてピクトグラフや平面図表示記号で表示し、凡例を付けること。
- (9) 階段等を表示すること。

6.3 中間誘導

利用者の動線の起点、又は分岐点等の見やすい位置にピクトグラフや官署名・室名などに矢印(方向)を付記した表示・標識を必要に応じ設置するものとする。

6.4 階数表示

利用者の目的とする階への案内、所在階案内として階段室に階数を表示する場合は、下記による。

(1) 踊り場壁に上下階の階数を矢印を付記して表示する。なお、照明器具がある場合は積極的に活用する。

(2) 階段室の各階床に階数を表示する。なお、(1) を併用してもよい。

6 . 5 室名等

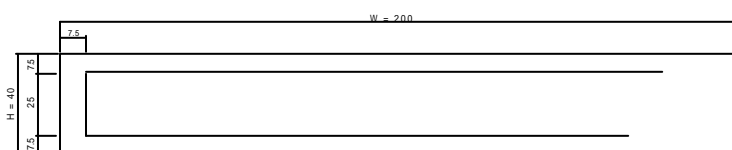
各室入口まわりの見やすい位置に室名を表示する。なお、必要に応じホールまわりにおける案内とのつながりを強めるために扉番号を表示する。

(1) 大きさ

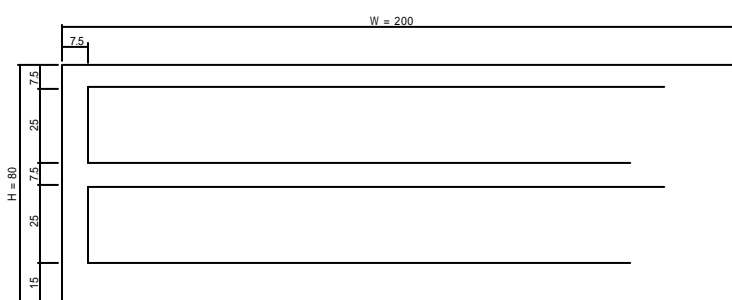
	室名札 (W × H)	文字
大きさ	2 0 0 × 4 0	2 5 (1 0 0 級)
	2 0 0 × 8 0	2 5 (1 0 0 級)
	2 5 0 × 5 0	3 0 (1 2 0 級)
	3 0 0 × 6 0	4 0 (1 6 0 級)

(2) 室名札の文字の割り付け (頭合わせ末尾成り行き)

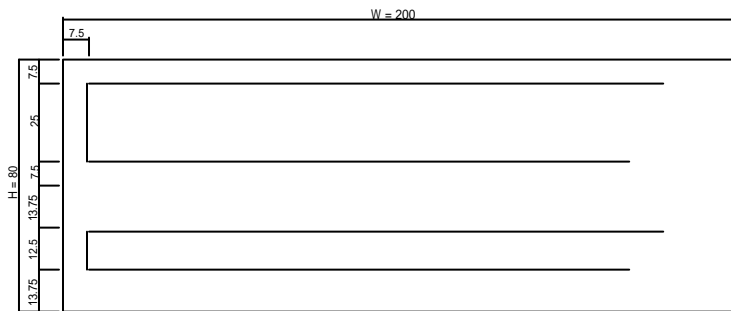
室名が 1 行の場合



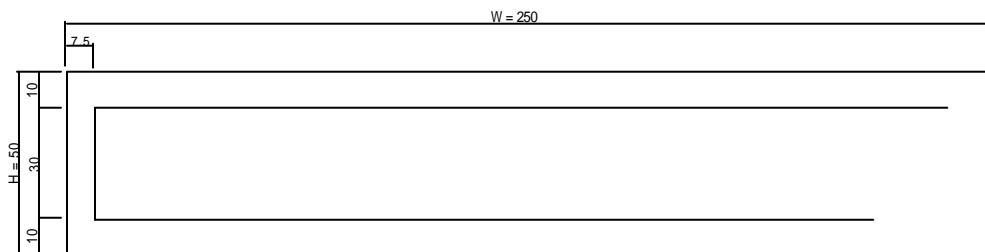
室名が 2 行にわたる場合



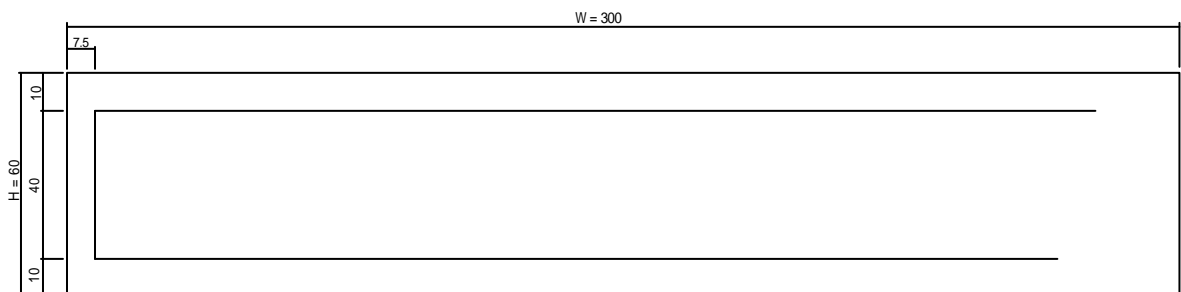
室名以外の表示を併記する場合



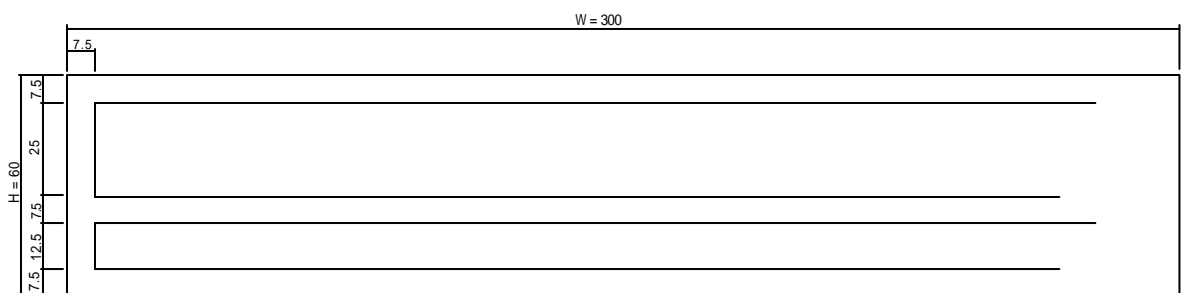
室名が1行の場合



室名が1行の場合

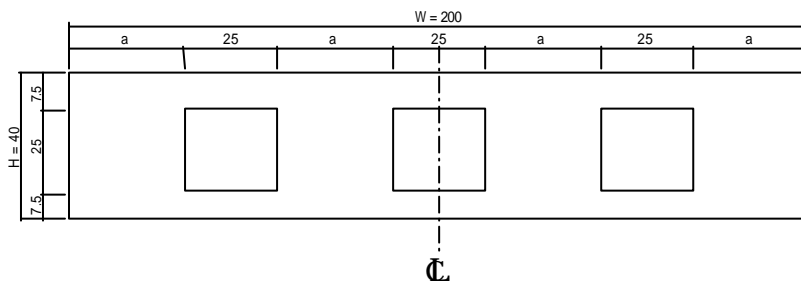


欧文を併記する場合

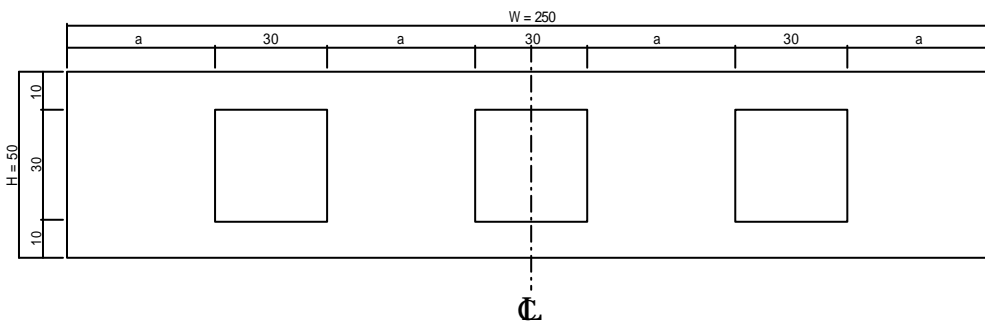


(3) 室名札の文字の割り付け (心合せ)

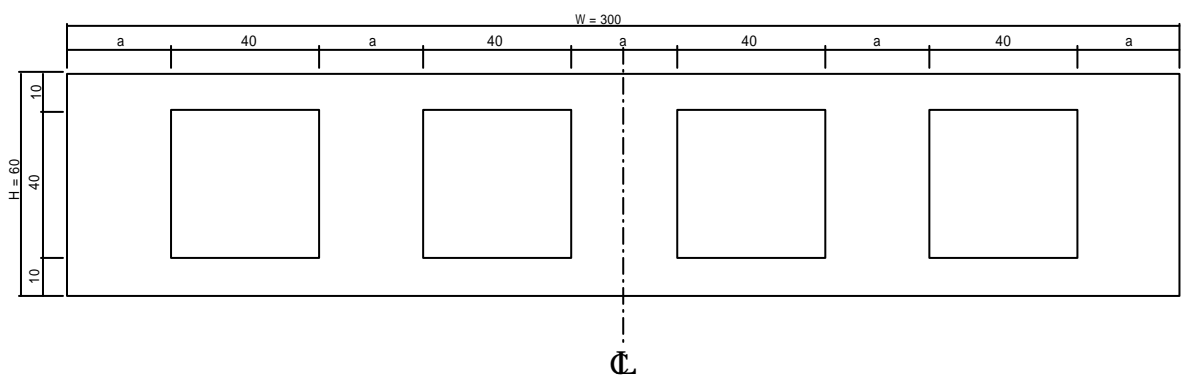
室名が 1 行の場合



室名が 1 行の場合



室名が 1 行の場合



(4) 扉番号

大きさ 20 mm の数字で扉に表示する。

6 . 6 管理・防災

必要に応じ利用上のマナー、利用案内、扉の開閉方法（押す・引く・自動ドア・締め切り）、消火器等の表示をする。

仮監同行室回りの建具と造作に関する資料

詳細な建具仕様を表す資料は、第一次審査終了後に、第二次審査への応募者に限定して配布する。

図 9 - 1 弁護人接見室の平面参考例

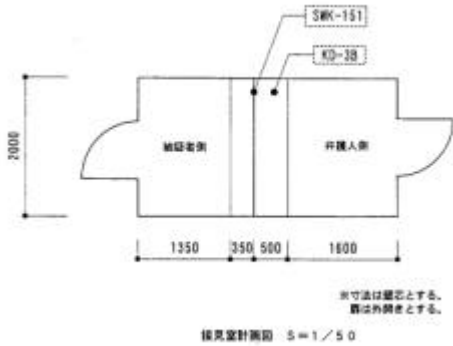


図 9 - 2 仮監同行室の監視部分の金物に関する参考図

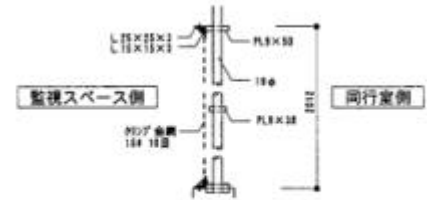
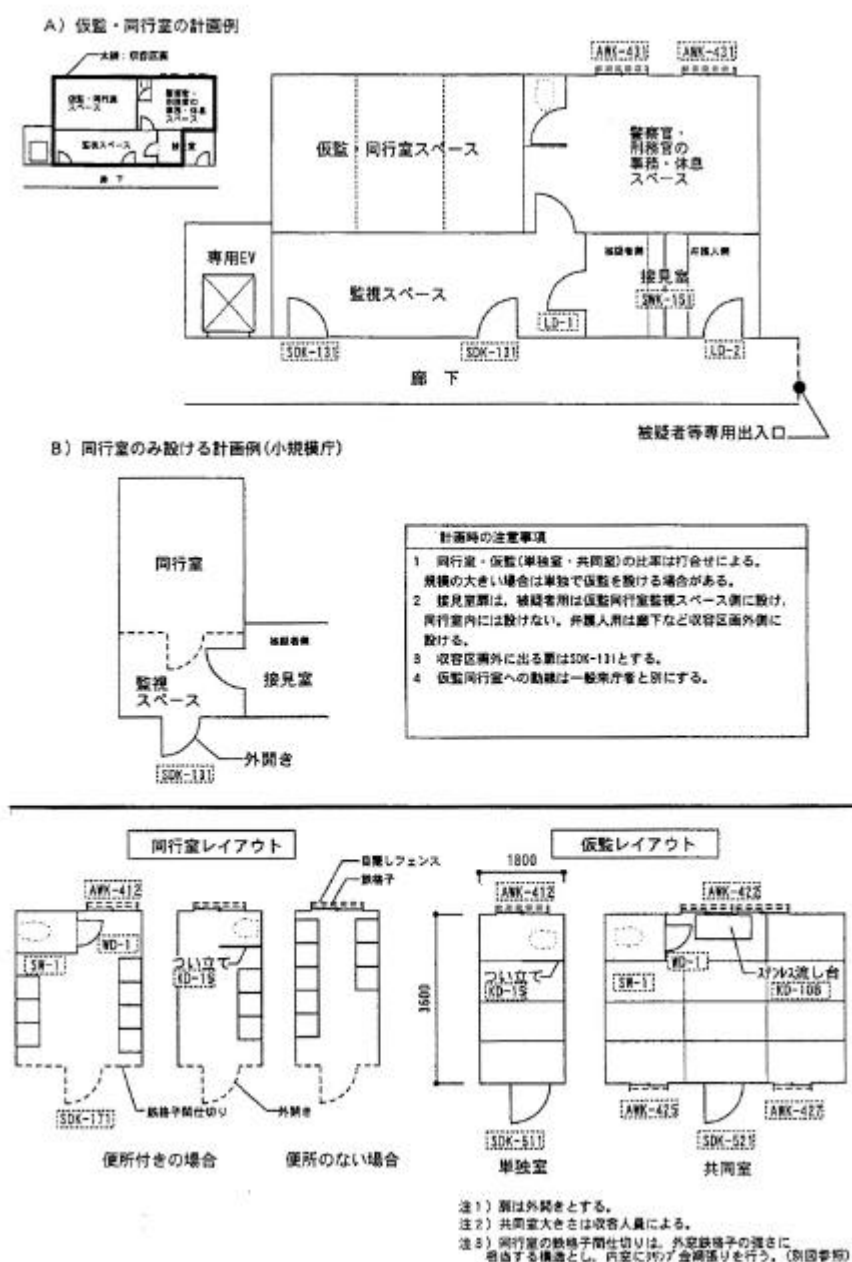
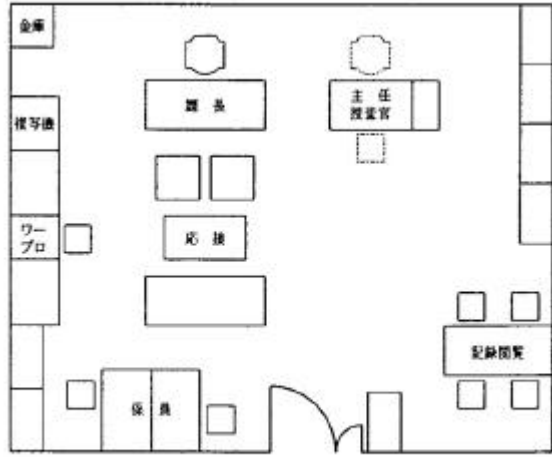


図 9 - 3 仮監同行室のレイアウトなどに関する計画例



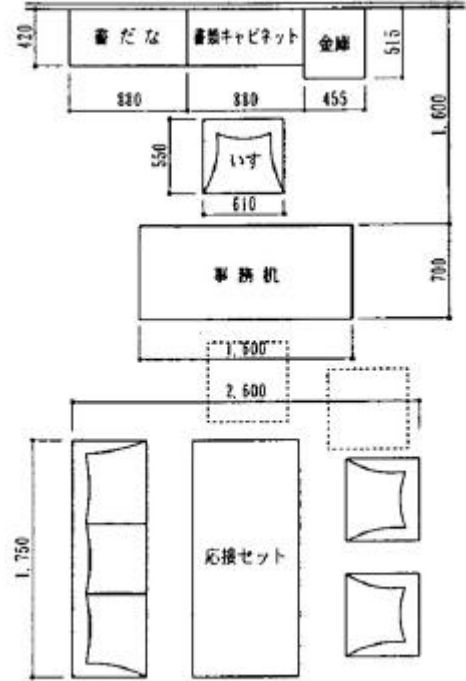
検察庁支部と法務局支局の計画に関する資料

図10 - 1 検察庁支部課長の備品配置例



(注) 職員が、課長、主任捜査官1人、係員2人の場合を示す。

図10 - 2 検察庁支部課長の
所要備品の寸法と配置例



(注) 点線は、取り調べを行う場合のいすを示す。

図10 - 3 検察庁支部係長の
所要備品の寸法と配置例

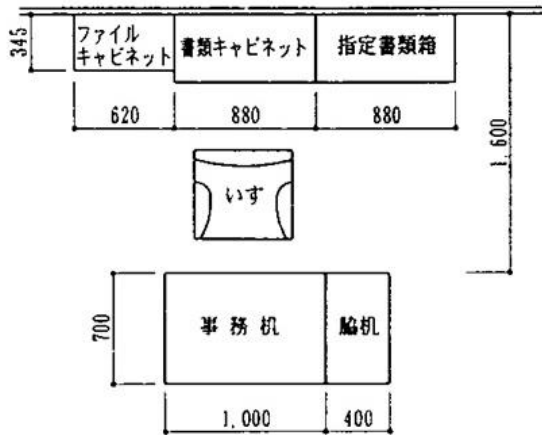


図10 - 4 検察庁支部係員の
所要備品の寸法と配置例

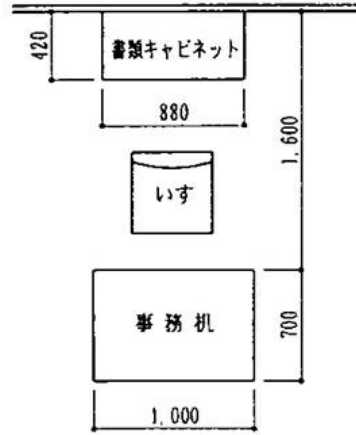


図10-5 記録閲覧室の備品配置例

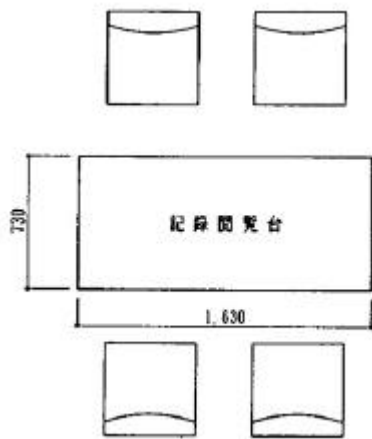


図10-6 検察官室の所要備品の寸法と配置例

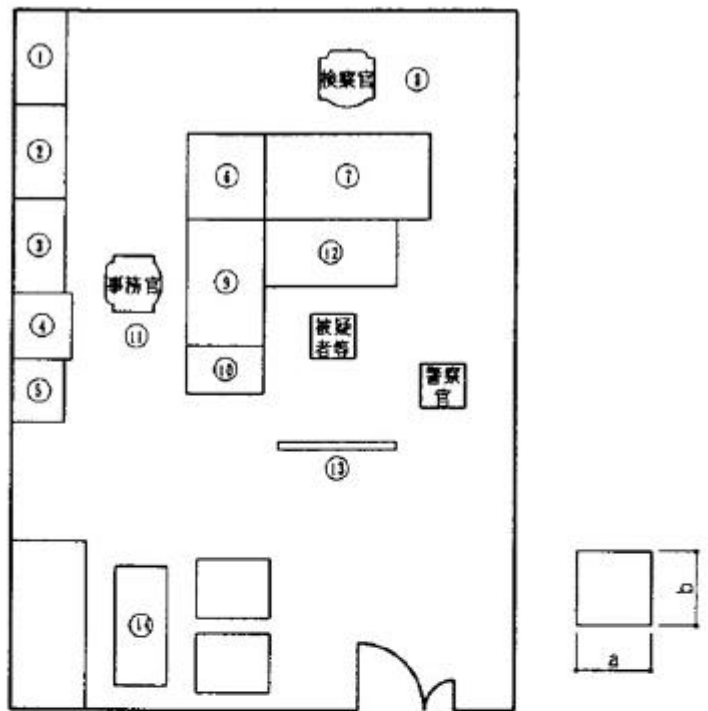
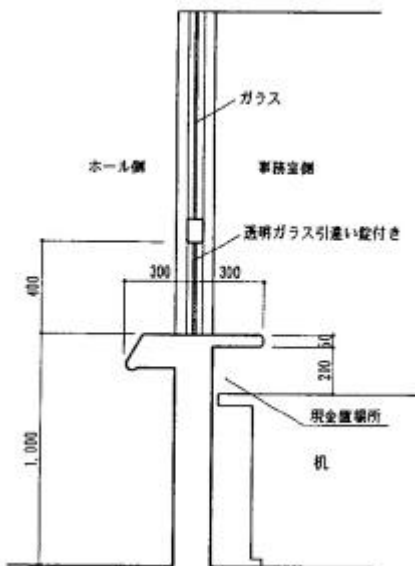


図10-7 検察庁支部事務室の受付窓口の例



番号	家具名	a × b
①	捜査記録キャビネット	450 × 900
②	公判記録キャビネット	450 × 900
③	図書資料キャビネット	450 × 900
④	ロッカー	500 × 600
⑤	湯茶台	450 × 600
⑥	OA机	700 × 800
⑦	検察官用事務机	1,600 × 800
⑧	検察官用椅子	720 × 720
⑨	事務官用事務机	700 × 1,200
⑩	脇机	700 × 480
⑪	事務官用椅子	600 × 650
⑫	前置机	1,200 × 700
⑬	つい立て	W=1,200
⑭	応接セット	
	応接テーブル	450 × 1,200
	ソファー	750 × 1,900 750 × 650

図10-8 通訳人席を設けた検察官室レイアウト参考図

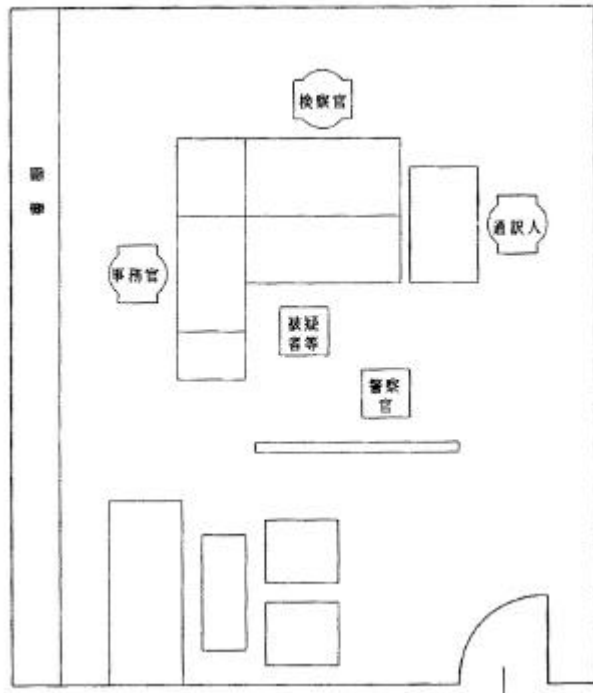


図10-9 捜査官室の備品配置例

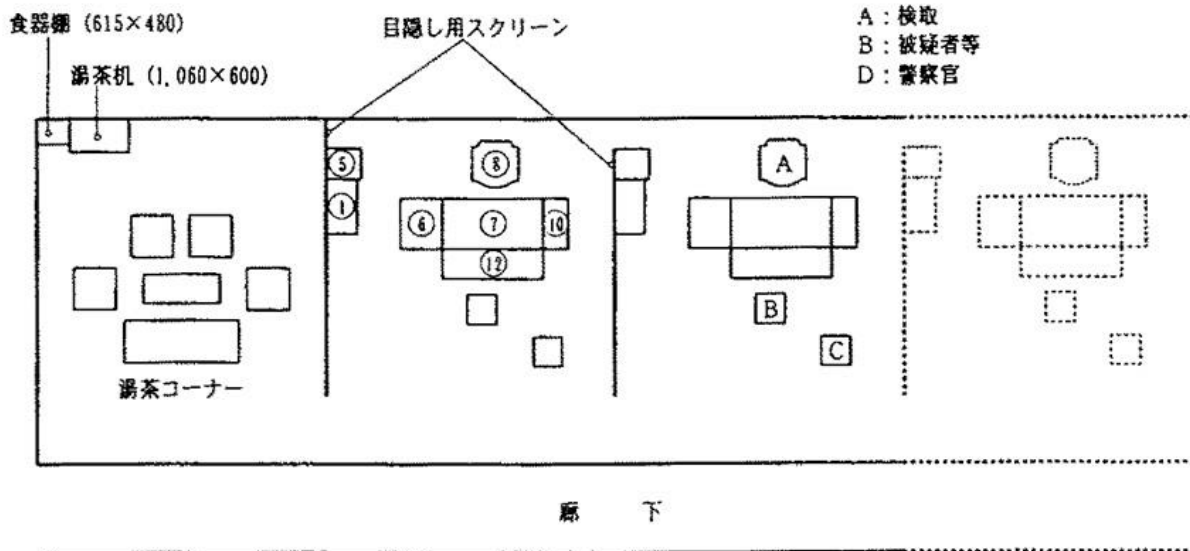


図10-10 法務局支局 11 人庁の備品配置例

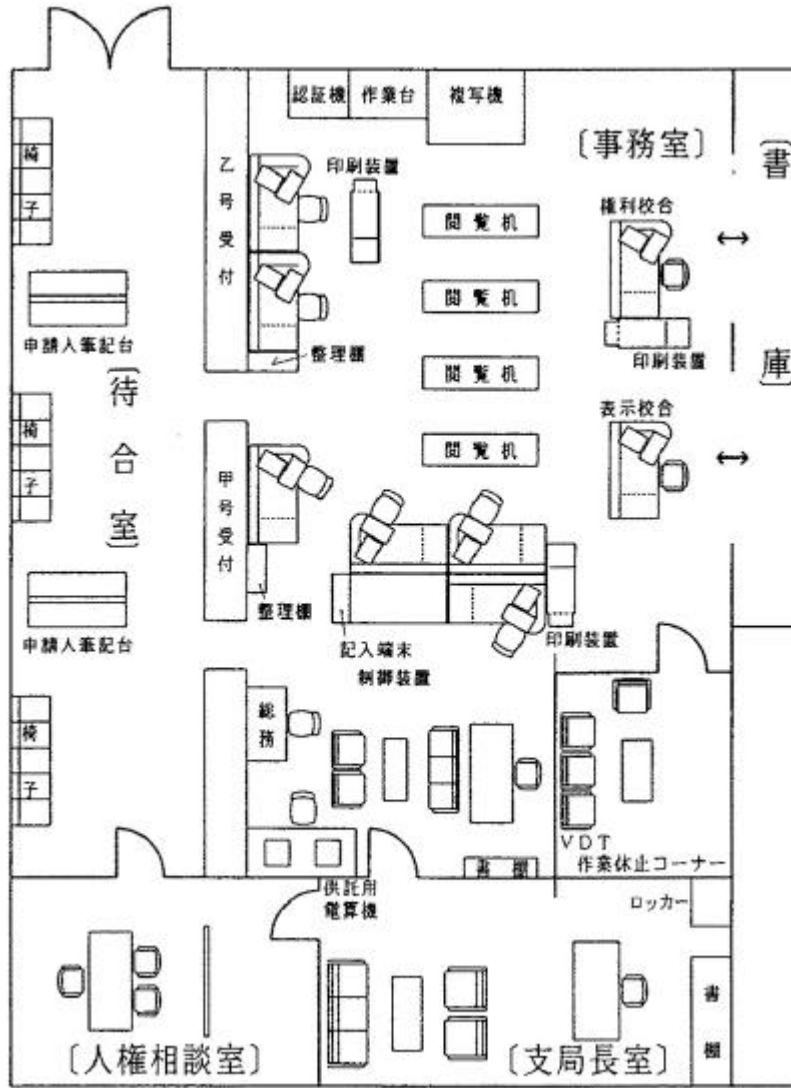


図10-11 設備関係諸室の出入口の例

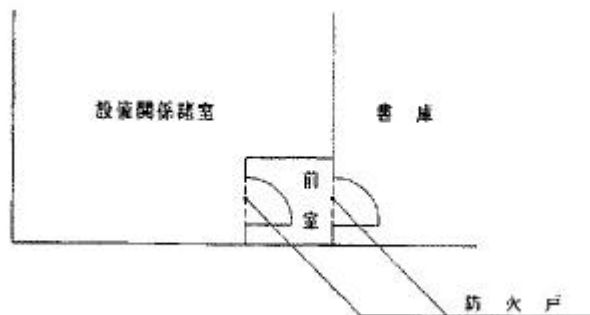


図10-12
法務局支局
書庫内通路の計画

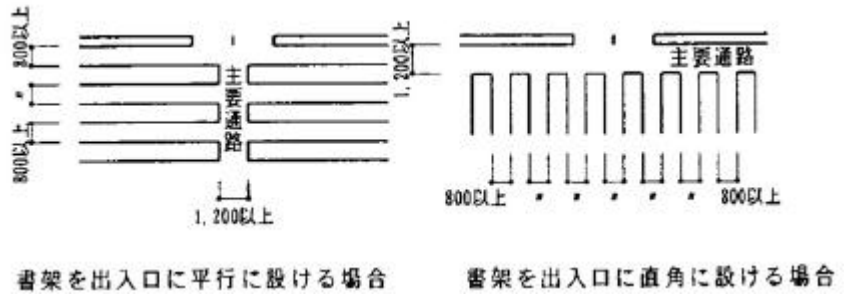


図10-13
登記書庫出入口 設計例

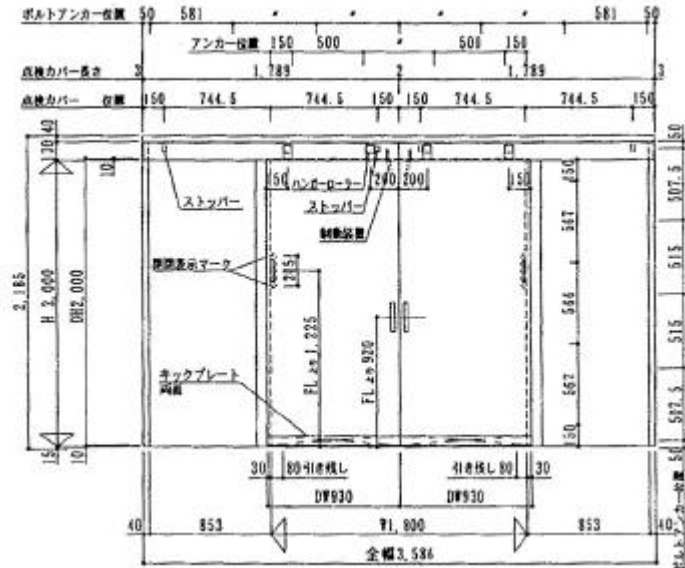
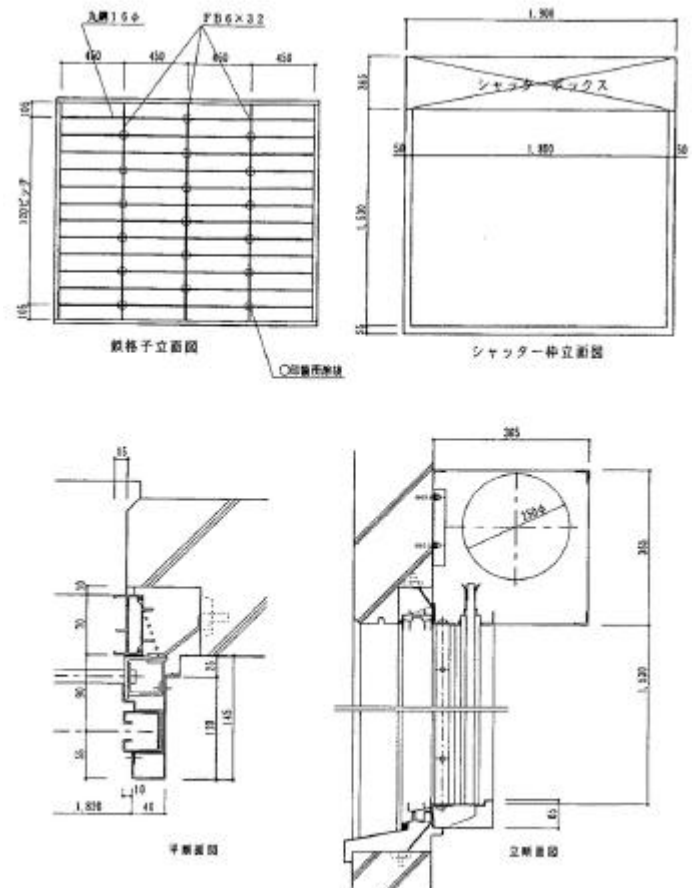


図10-14
登記書庫、総務書庫、
記録保存庫、領置証拠品庫、
外窓 設計例



(注) 記録保存庫及び領置証拠品庫の外窓は、これに準ずる。

敷地測量図

図 1 2 - 1 敷地測量図 (水平測量)

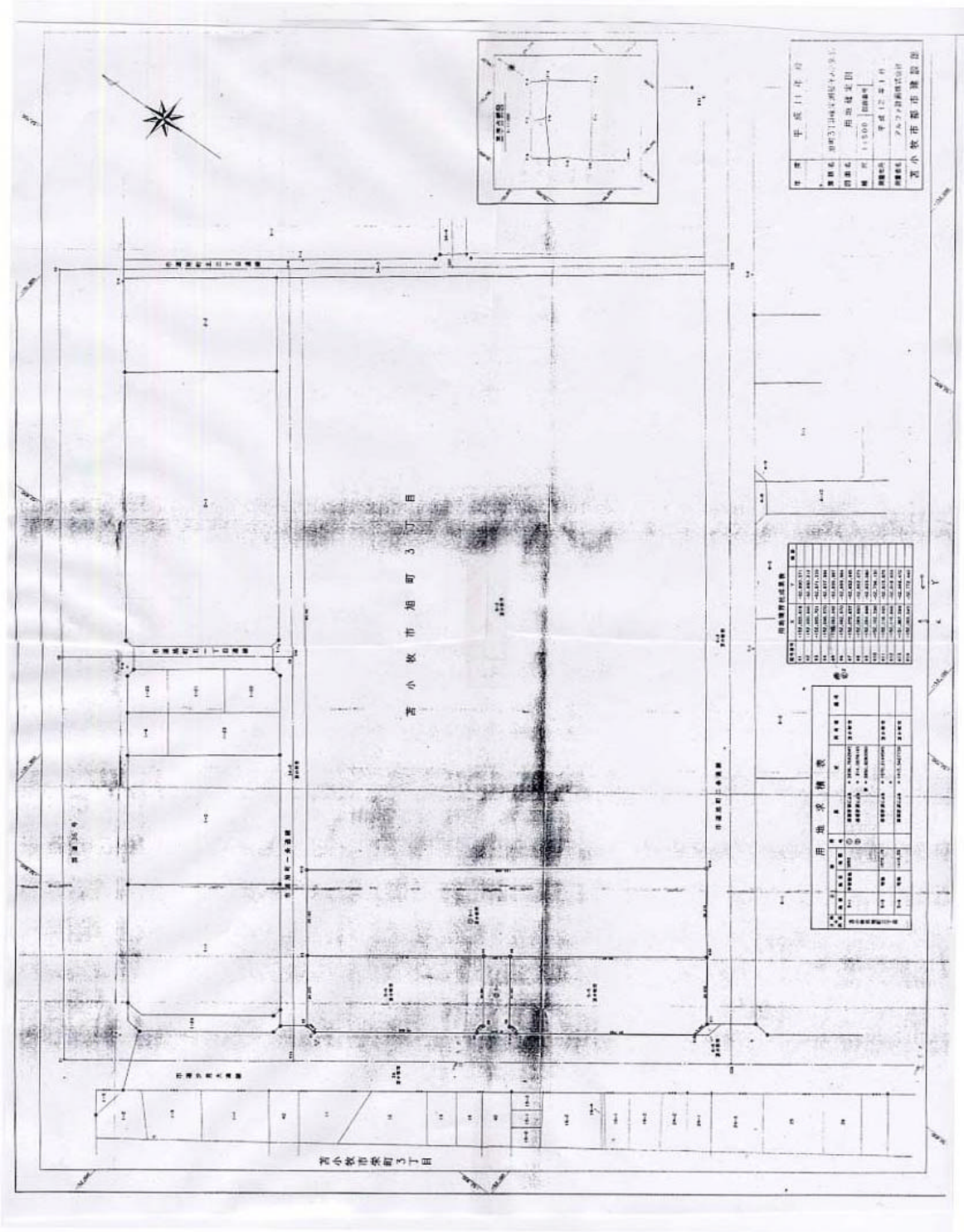


図12-2 敷地測量図 (図12-1部分拡大図)

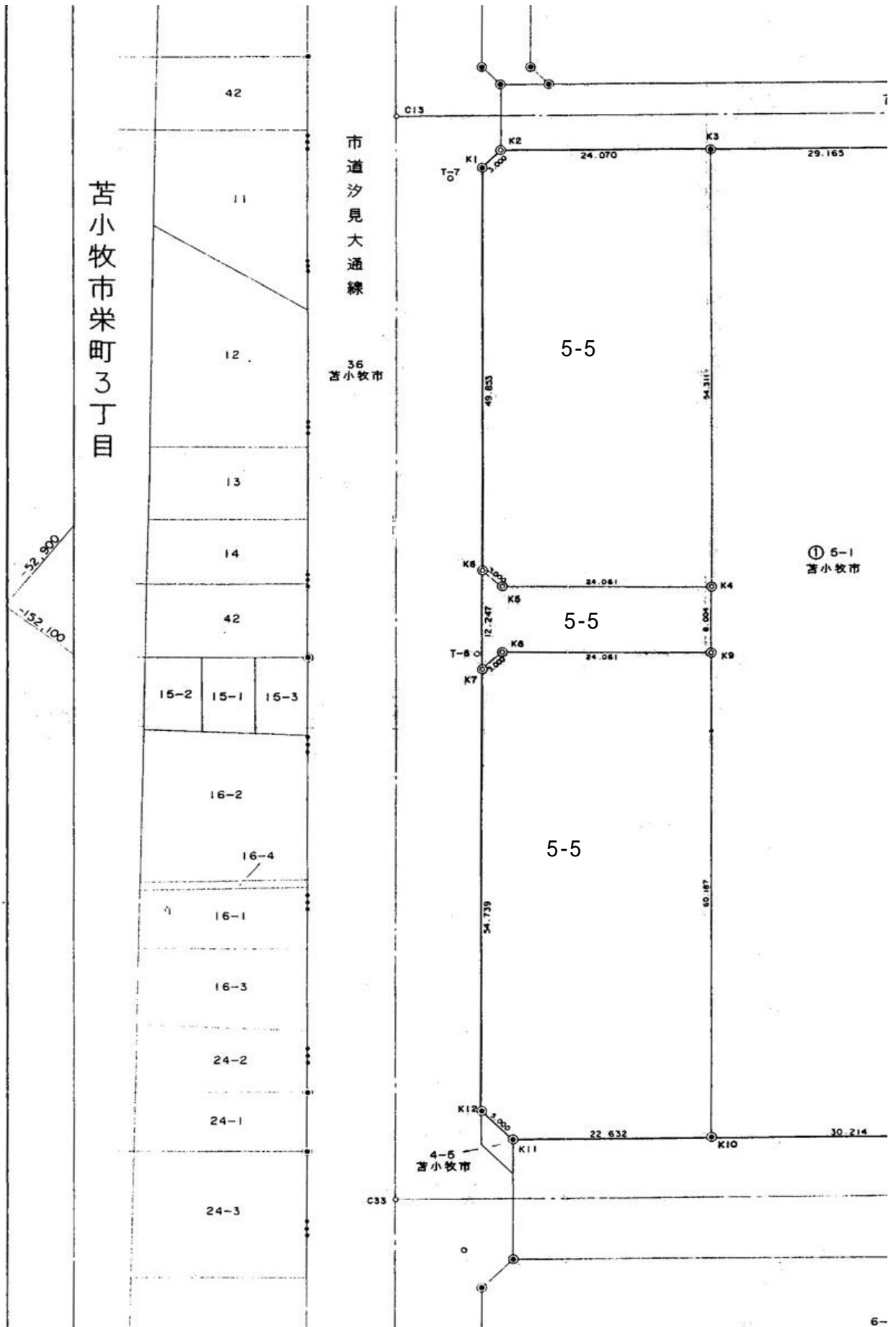


表 1 2 - 1 用地求積表及び座標数値表 (図 1 2 - 1 部分拡大)

用 地 求 積 表									
土地の 所 在	公簿			符 号	算 式		所有者	備考	
	地番	地目	地積						
苫 小 牧 市 旭 町 三 丁	5 - 5	宅地	3,198.82		座標計算による	=	1414.5427730	法務省	
					座標計算による	=	1570.2144545		
					座標計算による	=	214.0678145		
					計	=	3198.8250420		

用地境界杭成績表

記号番号	X	Y	摘 要
K 1	-152,023.618	-52,890.571	
K 2	-152,020.640	-52,890.212	
K 3	-152,005.701	-52,871.339	
K 4	-152,048.570	-52,837.994	
K 5	-152,063.342	-52,856.987	
K 6	-152,062.970	-52,859.964	
K 7	-152,072.637	-52,852.445	
K 8	-152,069.660	-52,852.073	
K 9	-152,054.888	-52,833.080	
K 10	-152,102.398	-52,796.130	
K 11	-152,116.445	-52,813.875	
K 12	-152,115.846	-52,818.839	
K 13	-151,987.599	-52,848.472	
K 14	-152,083.645	-52,772.440	

図 1 3 - 1 地盤調査地点位置図

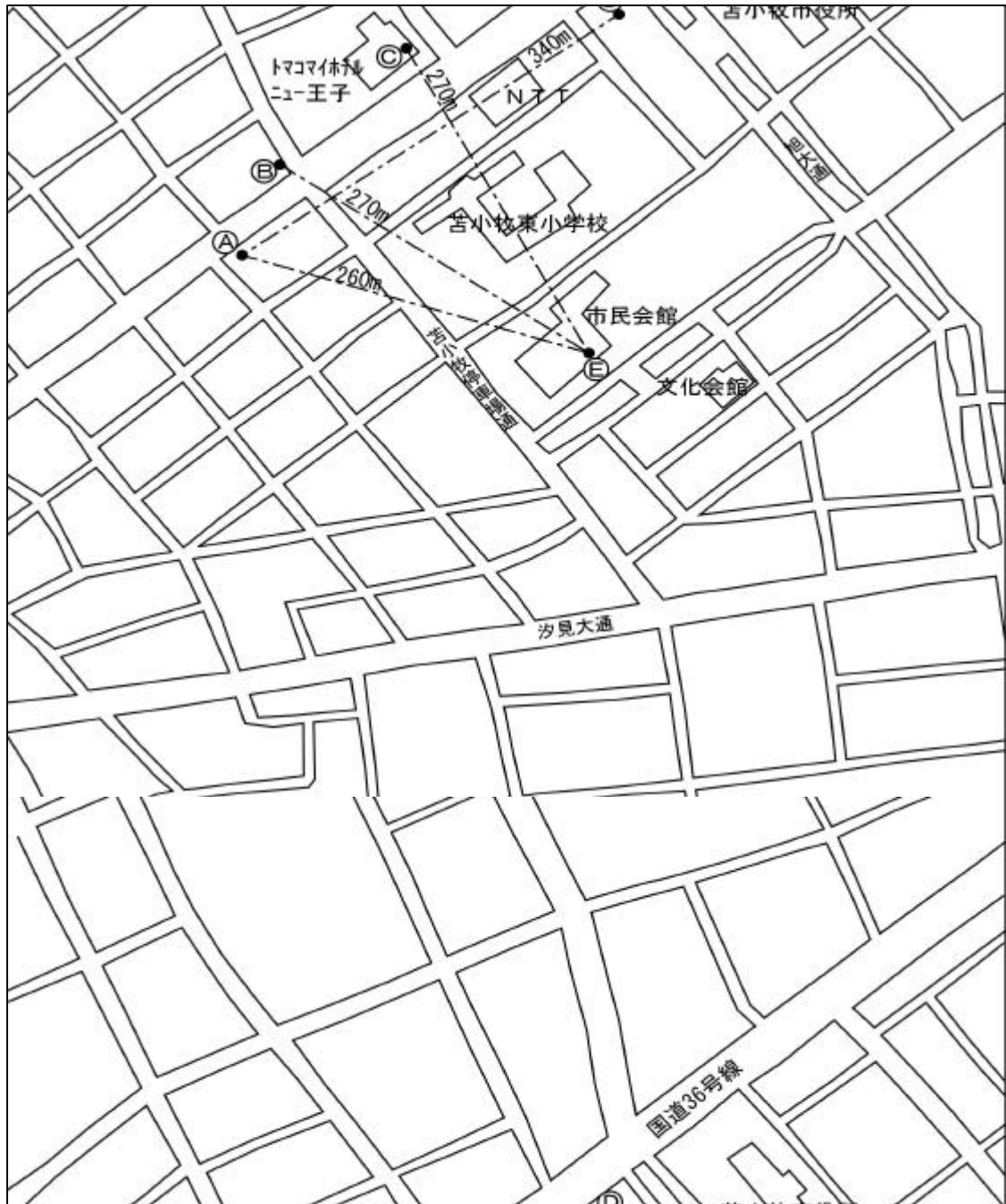


図 13 - 2 周辺地域の土質柱状図 - 1 (A - E 地点、B - E 地点)

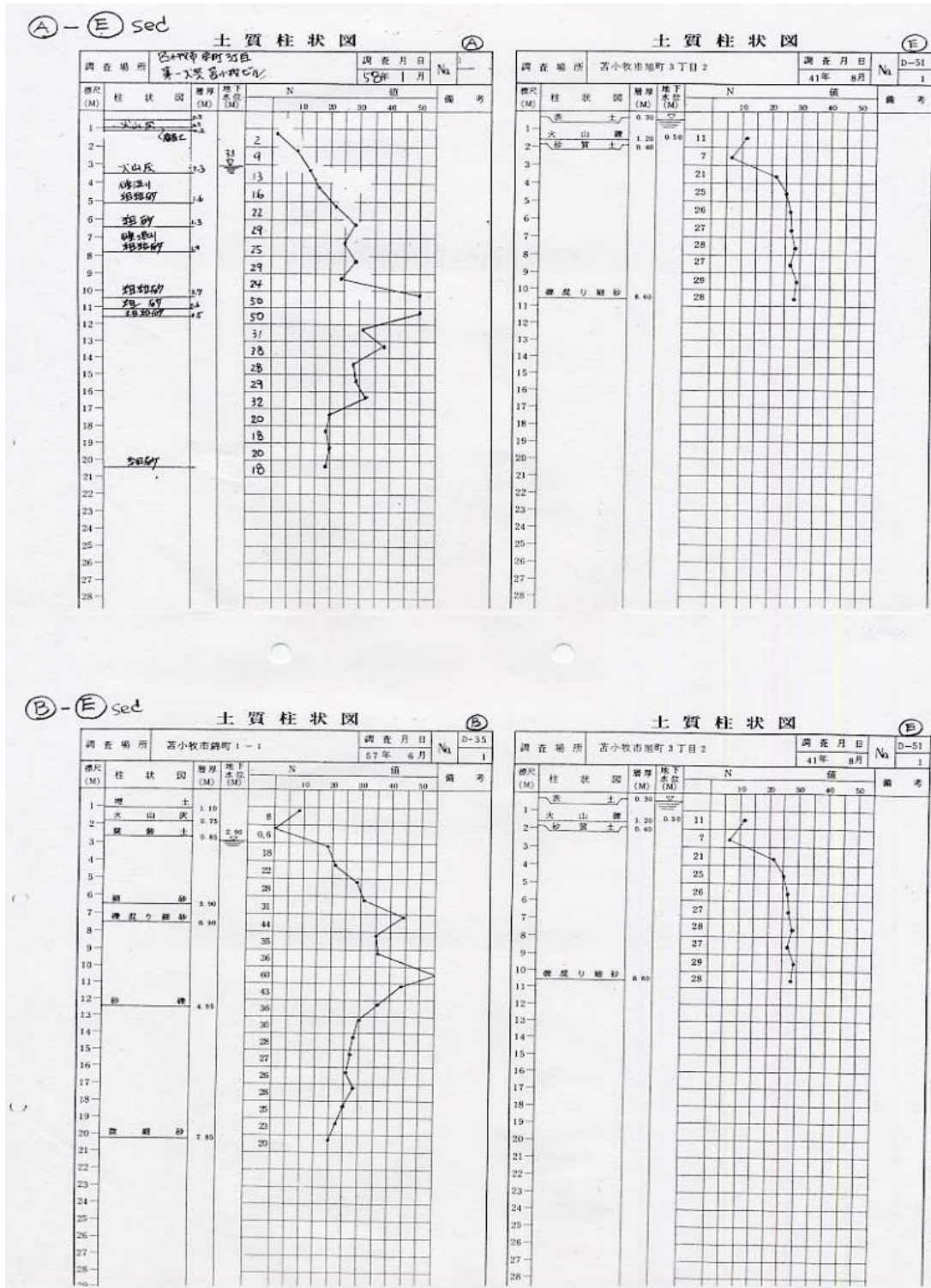
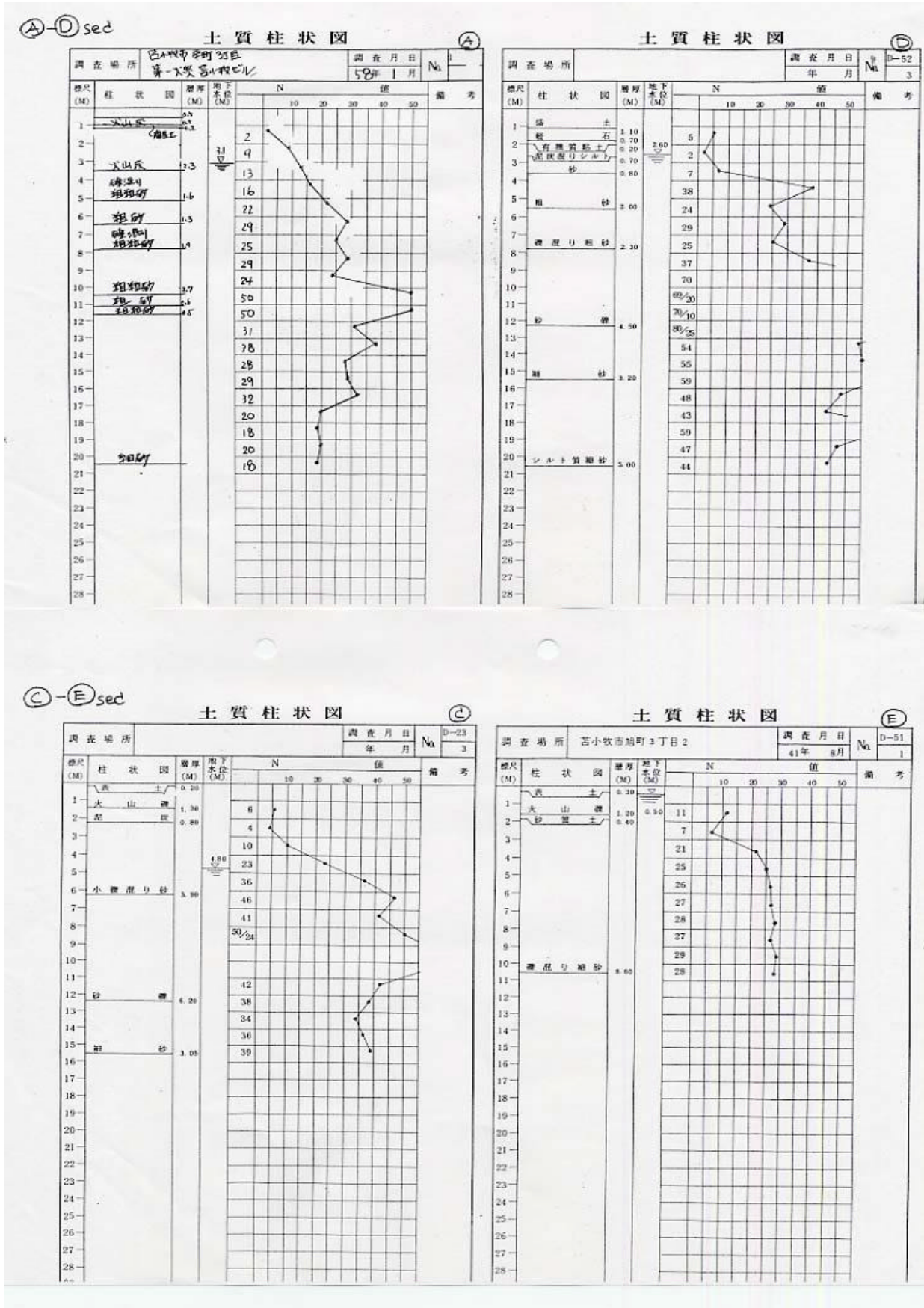


図13-3 周辺地域の既存土質柱状図-2 (A-D地点、C-E地点)



1. 一般廃棄物の実績

札幌地方検察庁苫小牧支部

分類	15年度	
燃やせるごみ	80	kg/月
燃やせないごみ	18	kg/月
資源ごみ	16	kg/月
職員	26	人

札幌法務局苫小牧支局

分類	15年度	
燃やせるごみ	104	kg/月
燃やせないごみ	10	kg/月
資源ごみ	10	kg/月
職員	27	人

注) 一般廃棄物量は平均的な値であり、年度毎、月毎に変動があるものとする。

2. 各入居官署毎の機密文書及び証拠品等の廃棄物処理方法

入居官署	処理方法
札幌地方検察庁苫小牧支部	PFI事業外として法務省が実施する
札幌法務局苫小牧支局	PFI事業外として法務省が実施する

勤務時間等 □ : 勤務時間 ■ : 勤務時間以外の平均的な勤務時間	共通事項 : 適用 無印 : 適用しない	立入りに関する制限 : 点検を含む : 点検を除く	勤務時間の範囲			勤務時間等 (参考)																								業務実施の際の立会の有無	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			立入に関する制限 : 職務中での職員了解を有して実施 : 職務中以外の時間に業務を実施	ゴミ収集	定期清掃	日常清掃	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌課</th> <th>室名</th> <th>常時 在室 人員 (人)</th> <th colspan="24">勤務時間等 (参考)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検察行支部</td> <td>支部長室</td> <td>1</td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官 一般</td> <td>事務室</td> <td>12</td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>収監身柄控室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>記録閲覧室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>確定記録閲覧室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>弁護人控室</td> <td>7</td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>検察官室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>支部長調室</td> <td>6</td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>捜査官室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>会議室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>会議準備室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>小会議室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官</td> <td>捜査協議室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>記録保存庫</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>領置証拠品庫</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>重量証拠品庫</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>行政文書書庫</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>倉庫 1</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検察官・事務官 弁護人等 一般</td> <td>図書資料室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁護人等 一般</td> <td>弁護人接見室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁護人等 一般</td> <td>待合室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官・刑務官</td> <td>仮監同行室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官・刑務官</td> <td>同 監視スペース</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官・刑務官</td> <td>同 警察官待機室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>倉庫 2</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務官</td> <td>コピー室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>男子・女子更衣室</td> <td></td> <td colspan="24"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																												所掌課	室名	常時 在室 人員 (人)	勤務時間等 (参考)																										検察行支部	支部長室	1																											検察官・事務官 一般	事務室	12																											検察官・事務官	収監身柄控室																												検察官・事務官	記録閲覧室																												検察官・事務官	確定記録閲覧室																												検察官・事務官	弁護人控室	7																											検察官・事務官	検察官室																												検察官・事務官	支部長調室	6																											検察官・事務官	捜査官室																												検察官・事務官	会議室																												検察官・事務官	会議準備室																												検察官・事務官	小会議室																												検察官・事務官	捜査協議室																												事務官	記録保存庫																												事務官	領置証拠品庫																												事務官	重量証拠品庫																												事務官	行政文書書庫																												事務官	倉庫 1																												検察官・事務官 弁護人等 一般	図書資料室																												弁護人等 一般	弁護人接見室																												弁護人等 一般	待合室																												警察官・刑務官	仮監同行室																												警察官・刑務官	同 監視スペース																												警察官・刑務官	同 警察官待機室																												事務官	倉庫 2																												事務官	コピー室																												共用	男子・女子更衣室																				
所掌課	室名	常時 在室 人員 (人)	勤務時間等 (参考)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
検察行支部	支部長室	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
検察官・事務官 一般	事務室	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
検察官・事務官	収監身柄控室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	記録閲覧室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	確定記録閲覧室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	弁護人控室	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
検察官・事務官	検察官室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	支部長調室	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
検察官・事務官	捜査官室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	会議室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	会議準備室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	小会議室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官	捜査協議室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	記録保存庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	領置証拠品庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	重量証拠品庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	行政文書書庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	倉庫 1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
検察官・事務官 弁護人等 一般	図書資料室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
弁護人等 一般	弁護人接見室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
弁護人等 一般	待合室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
警察官・刑務官	仮監同行室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
警察官・刑務官	同 監視スペース																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
警察官・刑務官	同 警察官待機室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	倉庫 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事務官	コピー室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
共用	男子・女子更衣室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

検察行支部の専用部分のごみについては、職員により各階のごみ収集場所にて一時保管したものを収集するものとする。

勤務時間等
 : 勤務時間
 : 勤務時間以外の平均的な勤務時間

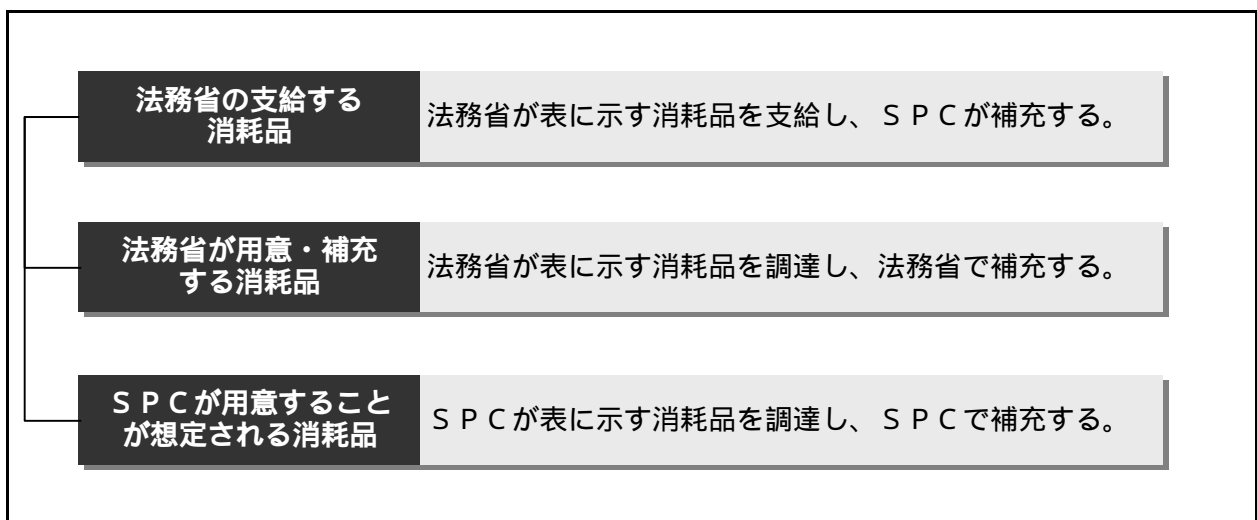
共通事項
 : 適用
 : 適用しない

立入りに関する制限
 : 点検を含む
 : 点検を除く

所掌課	室名	常時在室人員(人)	勤務時間等(参考)																								清掃等の範囲			立入りに関する制限		備考												
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日常清掃	定期清掃	ゴミ収集	執務中以外の時間に業務を実施	執務中での職員も了解を得て業務を実施		業務実施の際の立会の有無											
法務局支局																																												
個室	支局長室	1																																										
登記	登記事務室	21																																										
登記	待合室																																											
登記	閲覧室																																											
登記	登記相談室																																											
登記	複写室																																											
登記	地図整備室																																											
登記	端末スペース																																											
総務	総務事務室	5																																										
共通	会議室																																											
総務	人権相談室																																											
登記	V D T 休止室																																											
共通	書庫																																											
共通	倉庫																																											
共通	男子・女子更衣室																																											
共通	男子・女子休養室																																											
共通	職員用便所																																											
共用等																																												
共用	風除室(正面玄関)																																											
共用	風除室(上記以外)																																											
共用	エントランスホール																																											
共用	廊下・ホリ・階段・昇降機等																																											
共用	便所																																											
共用	多目的便所																																											
共用	給湯室																																											
共用	シャワールーム																																											
共用	自動販売機コーナー																																											
共用	公衆電話コーナー																																											
共用	喫煙室																																											
共用	維持管理用室																																											
共用	ごみ集積室																																											
共用	設備機械室																																											
共用	電気室																																											
共用	自転車置場																																											
共用	タイヤ保管庫																																											

法務省の支給する消耗品	法務省が用意・補充する消耗品	S P Cが用意することが想定される消耗品（参考）
照明の電球・蛍光灯	食器用洗剤	駐車場のコーン
トイレトーパー	漂白剤	雨傘袋
水石鹼	食器洗浄用スポンジ	
シートペーパー	シャンプー	
	リンス	
	ボディーソープ	

各項目の考え方



高度なバリアフリー化庁舎の考え方

国家機関の建築物においては、窓口業務を行う官署が入居する庁舎、合同庁舎、総合庁舎及び大規模庁舎を対象として、高度なバリアフリー化庁舎の整備を推進することとしている。苫小牧法務総合庁舎もその対象とし、その具体的な考え方を参考までに下記に示す。

1 . 一般事項

1.1 用語

(1) 高齢者、障害者等

高齢者、傷病者、妊婦、乳幼児を連れた者、車いす使用者、肢体不自由者、視覚障害者、オストメイト等をいう。

(2) 高度なバリアフリー化庁舎

高齢者、障害者等が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動化、多目的便所や憩いの空間の設置などにより、質の高いバリアフリー化が図られた庁舎

2 . 設計

2.1 外構設計

2.1.1 通路

通路は、すべての利用者にとって分かりやすく安全な構造とし、車路と歩行者用通路に区分する。

2.1.2 構内通路等

(1) 道等から庁舎の主要な出入口までに、来庁するすべての人が安全に通行できる構内通路を設ける。

(2) 道等から庁舎の主要な出入口までの構内通路は、地域のバリアフリーネットワークと

の連携を図るとともに、快適で豊かな空間をつくり出すよう努める。

(3) 道等及び駐車場から、庁舎の主要な出入口までは、高低差を少なくし、原則として、段差は設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、

2.3.4(2), (3), (5), (6), (9), (11)に準じた階段、及び2.1.5に準じたスロープ、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける。

- (4) 道等から庁舎の主要な出入口までの構内通路は、幅員2.0m 以上とする。
- (5) 道等から情報コーナーに至るまでの歩行者用通路には、誘導用床材及び注意喚起用床材又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設ける。
- (6) 道等から庁舎の主要な出入口までの構内通路に、必要に応じて手すりや音声誘導装置を設置する。
- (7) 機器の搬入等、庁舎へのサービス用通路について配慮する。
- (8) 道等から庁舎の主要な出入口までの構内通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、路面は粗面、又は滑りにくい仕上げとし、必要に応じてひさしや融雪装置等により適切な対策を講じる。
- (9) 車路に接する部分や車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
- (10) 構内通路は、車路との交差を極力少なくする。やむを得ず構内通路が交差する場合は、見通しを良くし、自動車の運転者と歩行者の双方の注意を促すよう、必要に応じて標識、警告音、警告灯等を設置する。
- (11) 車路との交差部には車いす使用者が安全に停止できる平坦部を設ける。
- (12) 横断歩道には、必要に応じてハンプを設け、歩道の仕上げを連続させる。

2.1.3 排水溝など

排水溝の蓋は、車いすのキャスターや障害者等の杖が落ち込まない構造のものとし、雨等に濡れても滑りにくい材料や仕上げとする。

2.1.4 駐車場

- (1) 駐車場には、全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1 を乗じて得た数に2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は水平面に設ける。
- (3) 車いす使用者用駐車施設は、庁舎の主要な出入口までの経路ができるだけ短い位置に設ける。
- (4) 車いす使用者用駐車施設から庁舎の主要な出入口までは、来庁するすべての利用者が安全に通行できる通路（2.1.2構内通路等の項を参照）を車路と分離して設け、ひさし等を設ける。
- (5) 車いす使用者用駐車施設の一台あたりの幅員は350cm以上とする。このうち幅140cm程度を車いす使用者が安全に乗降するための乗降用スペースとして明示し、駐車スペースと区分する。
- (7) 乗降用スペースと駐車スペースには、駐車後も車いす使用者用駐車施設の一部であることが第三者に認識できるよう、路面にシンボルマークをそれぞれ標示し、さ

らに乗降用スペースは、斜線等により明確に明示する。

なお、車いす使用者用駐車施設を1台のみ設置する場合は、両側に乗降用スペースを設けシンボルマークと斜線等により標示する。

(8) 来庁する車を道等から駐車場及び車いす使用者用駐車施設まで円滑に誘導する標識を必要に応じて設ける。

(9) 停車後も車いす使用者用駐車施設であることが充分認識できる標識を設ける。

2.1.5 スロープ

(1) スロープには、両側に2段手すりを設ける。

(2) スロープの勾配は20分の1以下とする。

(3) 手すりの内法幅は、内法を150cm以上とし、段を併設する場合は、120cm以上とすることができる。

(4) 高さが75cmを超えるスロープには、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。

(5) スロープが交差又は接続する部分には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。

(6) スロープの路面は、周囲との明度差が大きい色で仕上げる等により、踊場及び構内通路等その他の部分とを識別しやすいものとする。

(7) スロープの上端及び下端に近接する部分及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。

(8) 手すりの終始端部には、45cm以上の水平部分を設ける。

(9) スロープの手すりには、手すりの端部に現在位置や行き先などを示す点字標示を行う。

(10) 車いすの脱輪などを防止するため、側壁がない側には5cm以上の立ち上がりを設ける。

(11) 表面は粗面の、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(12) 屋外に設けるスロープの横断勾配は、50分の1以下とする。

2.1.6 憩いの空間

高度なバリアフリー化庁舎にあっては、地域のバリアフリーネットワークとの連携に配慮し、高齢者、障害者等誰もが休憩できる空間（以下「憩いの空間」という。）を設ける。

(1) 憩いの空間は、敷地の水平部分に設ける。

(2) 憩いの空間には、高齢者等が利用しやすい構造のベンチ等を設けるとともに、車いす使用者がベンチ等に横付けできる空間を併設する。

2.2 外部設計

2.2.1 付属物

高度なバリアフリー化庁舎にあっては、点字案内板を設ける等、視覚障害者の利用について配慮する。

2.3 各室設計

< 共用部 >

2.3.1 玄関

- (1) 庁舎の主要な出入口には、必要に応じて風除室等を設ける。
- (2) 庁舎の主要な出入口は、内法が120cm以上の自動とびらとし、その他の外部に面する出入口の内法は、90cm以上とする。
- (3) 庁舎の主要な出入口には、原則としてひさしを設け、雨天時等の出入りに配慮する。
- (4) 主要な出入口の前後には、それぞれ奥行き150cm以上の平坦部分を設け、車いす使用者がすれ違うための待機スペースを確保する。
- (5) 外部に面する出入口には、高齢者、障害者等の通過や避難時の際に支障となる段を設けない。
- (6) 出入口の大きなガラス面には、十分な強度を持たせるとともに、認識しやすいように配慮する。また、杖や車いすの衝突によって破損しないよう幅木などを設ける。
- (7) 夜間に出入りする出入口付近は、安全に通行できるよう照明装置を設ける。

2.3.2 情報コーナー

高度なバリアフリー化庁舎にあっては、直接地上へ通ずる出入口のある階には、インターホンや点字等による各階案内板を備えた情報コーナーを設ける。

2.3.3 廊下

- (1) 原則として、柱型等の凹凸を避ける。なお、壁面からの突出物は、奥行きを10cm以下に抑えるとともに、角部に面取りやガード等を付設して、床面から立ち上げる構造とする。
- (2) 主要廊下の幅は、内法を180cm以上とする。廊下等の末端付近、及び区間50m以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける場合にあっては、140cm以上とする。
- (3) 内部出入口の内法は、90cm以上とする。
- (4) 高度なバリアフリー化庁舎内の官署の主要な出入口は、内法が180cm以上の自動ドアとする。
- (5) 内部出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けない。

- (6) 廊下には、原則として、段差を設けない。やむを得ず設ける場合は、2.3.4(2)、(3)、(5)、(6)、(9)、(11)に準じた階段、及び2.1.5に準じたスロープ、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける。
- (7) 表面は粗面の、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (8) 建物の用途や利用者に応じて手すりを設ける。
- (9) エレベーターホールに設ける操作盤、点字案内板、便所の出入口の相互間には、誘導用床材を敷設する。

2.3.4 階段

- (1) 主要階段は、一般外来者が分かりやすい位置に設ける。
- (2) 主要階段は、けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上とし、回り段を設けない。
- (3) 主要階段には、両側に2段手すりを設ける。
- (4) 手すりは、踊場、廊下からできる限り連続させて設置する。また、始末端部には45cm以上の水平部分を設ける。
- (5) 主要階段の幅は、内法を150cm以上とする。ただし、手すり子付の手すりが設けられている場合は、手すりの内法を150cm以上とする。なお、幅の広い階段には、適切な幅員に分割できる位置に手すりを設置する。
- (6) 段は識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造とする。
- (7) 落下防止のため、手すり子の間隔は11cm以下とする。
- (8) 主要階段には、杖の脱落を防止するため、踏面端部は踏面から5cm以上立ち上げる。
- (9) 注意喚起用床材を、階段の上端及び下端部に15～30cmあけて敷設する。
- (10) 主要階段に設ける手すりには、手すりの端部に現在位置や行き先などを示す点字標示を行う。
- (11) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

2.3.5 エレベーター及びエレベーターホール

- (1) 2階建以上の庁舎にはエレベーターを設ける。
- (2) エレベーター1バンクにつき1台以上は、かごの間口を内法160cm以上、奥行を内法135cm以上、かご及び昇降路の出入口の幅を内法90cm以上とする。
- (3) かごの間口を内法160cm以上、奥行を内法135cm以上、かご及び昇降路の出入口の幅を内法90cm以上としたエレベーターのうち1台以上のかご内に、障害者用操作盤、出入口検出装置、手すり、鏡、位置表示器、キックプレート、自動放送装置、点字銘板及び床マットを設ける。
- (3) エレベーターホールに障害者用の乗場ボタン及び点字銘板並びに点字による案内板や触知図などを設け、また、必要に応じて、自動放送装置を設ける。

2.3.6 一般の便所及び洗面所（仮監同行室は除く）

- (1) 窓口業務を行う階の男子便所の小便器は、1 個以上を手すり付とする。
- (2) 各便所には、便座への移乗を容易にする垂直、水平の手すりを設けた便房を 1 以上設ける。
- (3) 窓口業務を行う階の男子便所及び女子便所には、手すり付の洗面器を 1 個以上設ける。ただし、洗面カウンターを設ける場合は、補強すること等により、これに代えることができる。
- (4) 便所の入口に、床から100cmの高さを目安に、点字による男女の区別や便所内の平面図などを表示する。
- (5) 床面は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- (6) 洗面器・手洗器は給湯対応を行い、個別感知水栓を設ける

2.3.7 多目的便所

高度なバリアフリー化庁舎の地上部各階には、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる次の機能を備えた便所（以下「多目的便所」という。）を設ける。

- (1) 出入口の構造は、自動式引戸とし、有効幅は90cm以上とする。
- (2) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- (3) 床面は、濡れた状態でも滑りにくい仕上げとし、段差を設けない。
- (4) 一般の便所に近接した、分かりやすく利用しやすい位置に設ける。
- (5) 出入口には、機能の内容やレイアウトを点字や触知図等により表示する。
- (6) 便座への移乗を容易にする垂直、水平の手すりを設ける。
- (7) オストメイト用汚物流し、ベビーシート、折りたたみ式シート等を適宜設け、施設全体として全ての人に対応できるよう考慮する。
- (8) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。
- (9) 洗面器・手洗器は給湯対応を行い、個別感知水栓を設ける

< その他 >

2.3.8 その他

高度なバリアフリー化庁舎にあっては、庁舎内に来庁者が休憩できるスペースを確保する。

環境負荷低減に資する資材等（抜粋）

環境負荷低減に資する資材等の考え方を、参考までに下記に示す。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

<p>エア コンディショナー</p>	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表 1 に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表 2 に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------------------	---

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kwを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能

又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気

装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆

動する構造のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニット形態等の区分ごとの
基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房 平均エネルギー 消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウインド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kw以下	5.27
	2.5kw超3.2km以下	4.90
	3.2kw超4.0km以下	3.65
	4.0kw超7.1km以下	3.17
	7.1kw超	3.10
直吹き形でその他のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kw以下	3.96
	2.5kw超3.2km以下	3.96
	3.2kw超4.0km以下	3.20
	4.0kw超7.1km以下	3.12
	7.1kw超	3.06
ダクト接続形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0km以下	3.02
	4.0kw超7.1km以下	3.02
	7.1kw超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0km以下	4.12
	4.0kw超7.1km以下	3.23
	7.1kw超	3.07

- 備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニット形態等の区分ごとの
基準冷房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷房 平均エネルギー 消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウインド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kw以下	3.64
	2.5kw超3.2km以下	3.64
	3.2kw超4.0km以下	3.08
	4.0kw超7.1km以下	2.91
	7.1kw超	2.81
直吹き形でその他のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0kw以下	2.88
	4.0kw超7.1km以下	2.85
	7.1kw超	2.85
ダクト接続形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0km以下	2.72
	4.0kw超7.1km以下	2.71
	7.1kw超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0km以下	3.23
	4.0kw超7.1km以下	3.23
	7.1kw超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>【判断の基準】</p> 一次エネルギー換算係数が、1.08を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 <p>【配慮事項】</p> 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	--

- 備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1kwを超え、28kw未満のものを対象とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が50Hz・60Hz共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち小さい方の値とする。
- $$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$
- COP: 一次エネルギー換算成績係数
 Cc : 冷房標準能力 (単位 kw)
 Egc : 冷房ガス消費量 (単位 kw)
 Eec : 冷房消費電力 (単位 kw) を 1 kmhにつき10,250kJとして 1次エネルギーに換算した値 (単位 kw)
 ch : 暖房標準能力 (単位 kw)
 Egh : 暖房ガス消費量 (単位 kw)
 Eeh : 暖房消費電力 (単位 kw) を 1 kmhにつき10,250kJとして 1次エネルギーに換算した値 (単位 kw)
- 4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法により測定する。
- 5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8. 照明

8-1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hfインバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準を下回らないこと</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

備考) 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
 防爆型のもの
 耐熱型のもの
 防じん構造のもの
 耐食型のもの
 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 40形未満の蛍光ランプを使用するもの（家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。）

表 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁器安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁器安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考 1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用型コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
 2 「直管形 40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用型コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C7601付表1に規定する大きさの区分をいう。
 なお、環形高周波点灯専用型蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。
 ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第191号(平成11年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 - 2 蛍光管

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光管 (直管形： 大きさの区分 40形 蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形（Hf）であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/w 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上あること。 ウ．管径は 32.5（±1.5）mm以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p>
--	---

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯（直管形：大きさの区分 40 形蛍光ランプ）の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

9 . 自動車等

9 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成 10 年 12 月 10 日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表 1 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表 4 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表 2 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表 5 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>LP ガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表 6 に示された区分ごとの基準を満たす自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうちからについては二輪車を、からについては二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。
- 2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの基準を、LP ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/l以上

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/l以上

表3 L Pガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/l以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/l以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造 A	20.2km/l以上
			構造 B	17.0km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/l以上
			構造 B	16.7km/l以上
	手動式以外のもの	828kg以上	構造 A	15.5km/l以上
			構造 B	14.9km/l以上
		703kg未満	構造 A	18.9km/l以上
			構造 B	16.2km/l以上
703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5km/l以上		
	構造 B	15.5km/l以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式	1,016kg未満		17.8km/l以上
		1,016kg以上		15.7km/l以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/l以上
		1,016kg以上		13.8km/l以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手動式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/l以上
			構造 B	12.3km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造 A	10.7km/l以上
			構造 B	9.3km/l以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5km/l以上
			構造 B	11.2km/l以上
		1,266kg以上	構造 A	10.3km/l以上
			構造 B	9.9km/l以上

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式			17.7km/l以上
	手動式以外のもの			15.1km/l以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手動式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/l以上
			構造 B	14.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造 A	14.1km/l以上
			構造 B	12.5km/l以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/l以上
			構造 B	12.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造 A	12.3km/l以上
			構造 B	10.8km/l以上
1,516kg以上1,766kg未満	構造 A	10.8km/l以上		
	構造 B	9.9km/l以上		

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/l以上
			構造B	13.3km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/l以上
			構造B	13.1km/l以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/l以上
			構造B	12.7km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/l以上
			構造B	12.1km/l以上
車両総重量が1.7t以下のもの	手動式	1,016kg未満		13.9km/l以上
		1,016kg以上		12.3km/l以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/l以上
		1,016kg以上		10.8km/l以上
車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造A	11.3km/l以上
			構造B	9.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/l以上
			1,516kg以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/l以上
			構造B	8.8km/l以上
		1,266kg以上		8.1km/l以上

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の総量（台数）の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮し定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。

9 - 2 I T S 対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

E T C 対応 車載器	【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
V I C S 対応 車載器	【判断の基準】 道路交通情報通信システム(V I C S)に対応し、光ビーコン、電波ビーコン及び F M 多重放送の3つのメディアのいずれからも道路交通情報を受信することが可能であり、当該情報を車載モニター上に表示する装置であること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数(個数)とする。

10 . 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再利用されるための仕組みが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
---------------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量(着数)に占める基準を満たす物品の数量(着数)の割合とする。

11. インテリア・寝装寝具

11-1 カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リッター等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。

11-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

織じゅうたん ニードルパンチ カーペット	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再利用されるための仕組みが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
----------------------------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リッター等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した織じゅうたん及びニードルパンチカーペットの調達総量(m²)に占める基準を満たす物品の数量(m²)の割合とする。

11-3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中綿に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中綿の繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。

11 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ベッドフレーム</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合に合っては、間伐材等の木材が使用されていること。 又、材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 紙の場合に合っては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>
<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルト類に使用される繊維はすべて未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 ベッドフレーム及びマットレスのうち、医療用、介護用等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」及び「マットレス」に含まれないものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材または不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。
- 4 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 5 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

12. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体(すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。)重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維が使用されていること。(手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く。)</p>
------	--

備考) 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リクター等)や衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量(双)に占める基準を満たす物品の数量(双)の割合とする。

13 . その他繊維製品

13 - 1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>

備考) 「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に破棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(点数)に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量(点数)の割合とする。

13 - 2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	<p>【判断の基準】 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さおよび廃棄時の負担低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に破棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用している防球ネットの調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量(点数)の割合とする。

14 . 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用エネルギーの節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。</p>

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目ごとの総設備容量(kw)とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積(m²)とする。

太陽光発電システム又は太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量(kw)及び総集熱面積(m²)とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約及び食堂運営委託者による導入を含む)総量(台数)とする。

15 . 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品 目 名		品目毎の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			木工用水砕スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			鋼スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄骨スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
再生木質ボード	パーティクルボード			
	繊維板			
	木質系セメント板			
断熱材	断熱材			
照明機器	照明制御システム			
空調用機器	吸収冷温水器			
	氷蓄熱式空調機器			

			ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和器		
		配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		
		衛生器具	自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み 小便器		
	建設機械	-		排出ガス対策型建設機械	表 3
				低騒音型建設機械	
	工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	表 4	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
		舗装（表層）	路上表層再生工法		
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用し た法面緑化工法		
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表 5	
			透水性舗装		
		屋上緑化	屋上緑化		

表2 【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準等】 建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライッシュセメント	【判断の基準】 フライッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライッシュを使用していること。
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面表示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
園芸資材	パークたい肥	【判断の基準】 以下の基準を満足すること <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 3.5以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 7.0 meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育障害その他異常を認めない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <table border="0"> <tr><td>ひ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>その他の制限事項 ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ウ．有機物の含有率(乾物) 35%以上 エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ．pH 8.5以下 カ．水分 50%以下 キ．窒素全量〔N〕(現物) 0.8以上 ク．りん酸全量〔P2O5〕(現物) 1.0%以上 ケ．アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない)</p>	ひ素	0.005%	カドニウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%
ひ素	0.005%													
カドニウム	0.0005%													
水銀	0.0002%													
ニッケル	0.03%													
クロム	0.05%													
鉛	0.01%													

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用する当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているのであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>											
タイル	陶磁器質タイル	<p>【判断の基準】 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い焼成しているものであること。 再生材料使用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。 資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="8">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法												
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象												
無機珪砂(キラ)													
鉄鋼スラグ													
非鉄スラグ													
鋳物砂													
陶磁器屑													
石炭灰													

		<table border="1"> <tr><td>廃プラスチック</td><td></td></tr> <tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td><td></td></tr> <tr><td>廃ゴム</td><td></td></tr> <tr><td>廃ガラス</td><td></td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td><td></td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td><td></td></tr> <tr><td>石材屑</td><td></td></tr> <tr><td>都市ゴミ焼却廃</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td><td></td></tr> </table>	廃プラスチック		建材廃材（汚泥を除く。）		廃ゴム		廃ガラス		製紙スラッジ		アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑		都市ゴミ焼却廃	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥	
廃プラスチック																										
建材廃材（汚泥を除く。）																										
廃ゴム																										
廃ガラス																										
製紙スラッジ																										
アルミスラッジ																										
磨き砂汚泥																										
石材屑																										
都市ゴミ焼却廃	溶融スラグ化																									
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																									
上水道汚泥	前処理によらず対象																									
湖沼等の汚泥																										
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。 																								
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算できるものとする。)</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散率が0.5mg/l以下であること。</p>																								
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通して熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を有していないこと</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記の他次の条件を併せて満足するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源使用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源使用率は、原材料の重量比で85%以上であること。 																								
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>																								
空調用機器	吸収冷温水器	<p>【判断の材料】</p> <p>冷房の成績係数が1.05以上であること。</p>																								

備考) 1 吸収冷温水器の判断の基準については、冷凍能力が25kw以上の吸収冷凍機に適用する。

2 吸収冷温水器の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱層を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が2.15以上あること。
-------	----------	---

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kw以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

氷蓄熱ユニット

定格日量冷房能力 (kw・h)

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷房能力 (kw・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kw・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kw・h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規格された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位:

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費す電力(ラインポンプ等の1次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位:

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	35	-
	定格冷房蓄熱	25	-

8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジン ヒートポンプ 式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	----------------------------	---

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が28kw以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により確定周波数が50Hz・60Hz共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力(単位 kw)

Egc：冷房ガス消費量(単位 kw)

Eec：冷房消費電力(単位 kw)を1kmhにつき10,250kJとして1次エネルギーに換算した値(単位 kw)

ch：暖房標準能力(単位 kw)

Egh：暖房ガス消費量(単位 kw)

Eeh：暖房消費電力(単位 kw)を1kmhにつき10,250kJとして1次エネルギーに換算した値(単位 kw)

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法により測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水用 再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であつて、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	-------------------	---

備考) 「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断基準は、建物内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便機	【判断の基準】 洗浄水量が4l/回以下であり、また、使用状況により洗浄水量を制御すること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出対策型 建設機械	<p>【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="469 400 1347 591"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>H C (g/kw・h)</th> <th>NOx (g/kw・h)</th> <th>CO (g/kw・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kw未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kw未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kw以下</td> <td>1.3</td> <td>9.5</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	H C (g/kw・h)	NOx (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	黒煙 (%)	7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kw以下	1.3	9.5	5.0	50																																		
対象物質(単位) 出力区分	H C (g/kw・h)	NOx (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	黒煙 (%)																																																			
7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kw以下	1.3	9.5	5.0	50																																																			
低騒音型 建設機械	<p>【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="464 752 1351 1509"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力(kw)</th> <th>騒音基準値 (db)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パイプロハンマー</td> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力(kw)	騒音基準値 (db)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	パイプロハンマー	206 P	107		107		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104
機種	機関出力(kw)	騒音基準値 (db)																																																					
ブルドーザー	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	105																																																					
	103 P	105																																																					
バックホウ	P < 55	99																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	106																																																					
	206 P	106																																																					
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	107																																																					
トラクターショベル	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	103																																																					
	103 P < 206	107																																																					
パイプロハンマー	206 P	107																																																					
		107																																																					
		107																																																					
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																					
	55 P < 103	102																																																					
	103 P	104																																																					

本資料は、積雪寒冷地における建物の凍害防止に対して、北海道開発局営繕部における考え方を参考として示すものであり、建築・設備・外構のすべてに対して、民間事業者の創意工夫が求められる。

凍結防止対策設計標準（案）

1 章 総則

1.1 目的

本標準（案）は、営繕工事における凍上防止対策を統一的に実施し、庁舎等の質の均一化を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

本標準（案）は、営繕工事の建築及びこれに付帯する工作物の凍上防止対策設計に適用し、設備工事及び構内舗装工事については別途、適用基準類による。

1.3 凍結指数

設計に用いる凍結指数は、最近過去 10 年間の最大凍結指数とし、「構内舗装・排水設計基準」平成 9 年版 P80 に示されるデータを標準とする。

1.4 用語

本標準（案）においては、次の略語を使用する。

「標準詳細図」：「建築工事標準詳細図」平成 13 年版

「標準仕様書」：「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）

2 章 設計方針

2.1 特殊条件等のある場合の措置

特殊な条件等により本標準（案）によって設計することができない場合は、別途設計する。

2.2 設計用凍結指数

設計用凍結指数は、表 - 1 の中から該当地点の値を選定する。同表に記載のない地点については、気象条件が近似する別の地点の値を代用する。

2.3 断熱材

外断熱建物の場合、“外断熱建物に関する性能基準及び同解説”の資料 4 参考ディテールによる。

上記以外の建物の場合、外気に面する基礎ばり等への断熱材は「標準詳細図」による。但し、GL下の寸法「400」は「450」に読み替える。また、土間下地業における断熱材は本標準（案）による。ピット内はスラブ下及び外部に面する壁にPF板を打ち込む。

3章 基礎深さ

3.1 基礎深さの選定

地盤面から基礎下端までの深さは、凍結震度を四捨五入し、表 - 2 により選定した深さ以上とする。

3.2 基礎深さ選定の際の土質

基礎深さ選定の際の土質は、実情に合ったものとする。

3.3 凍結深さを計算によって求める場合

その地点での土質から決まる熱定数等が明らかで、凍結深さを計算によって求めることが可能な場合は、本章を適用しなくてもよい。

3.4 採暖室に囲まれている場合

採暖室に囲まれているか、またはこれと同一条件の場合で、凍上のおそれのないものについては、本章を適用しない。

3.5 積雪等による低減

凍結期間に積雪等により外気に接しない場合は、実情に応じ凍結係数を低減してもよい。

3.6 基礎ばり等の低減

基礎ばり等は、本章による基礎深さよりも 10cm まで浅くすることが出来る。

4章 土間下地業

4.1 土間下地業の選定

非採暖室の土間下地業は凍結指数を四捨五入し、表 - 3 により選定する。

4.2 地業形式

原則として、凍結指数が 300 以下の場合は A 形または B 形とし、300 を超える場合は改良 C 形又は D 形とする。

4.3 積雪等による低減

凍結期間に積雪等により外気に接しない場合は、実情に応じ凍結指数を適切に低減する。

4.4 構造耐力上の検討

地業下の地盤が埋め戻し土となる場合は構造耐力上の検討も行う。

表一 1 宮繕工事の凍結深一覧

凍結深の計算については建設大臣官房官庁宮繕部監修:「構内舗装・排水設計基準」平成9年版付録2の数値により計算する事とする。

計算式 $Z=C \times \sqrt{F}$ ここに Z:凍結深さ(cm)
 F:凍結指数($^{\circ}\text{C} \cdot \text{days}$)
 C:定数

地域名	凍結指数	C	Z*70%	凍上抑制層厚(cm)		地域名	凍結指数	C	Z*70%	凍上抑制層厚(cm)	
				一般庁舎	特殊庁舎					一般庁舎	特殊庁舎
宗谷岬	709	4.9	91	75	70	新篠津	823	5.0	100	85	80
船泊	591	4.7	80	65	60	山口	609	4.8	83	65	60
稚内	642	4.8	85	70	65	札幌	479	4.6	70	55	50
浜鬼土別	915	5.0	106	90	85	西野幌	812	5.0	100	85	80
沼川	1,004	5.1	113	95	90	恵庭島松	826	5.0	101	85	80
杵形	571	4.7	79	65	60	支笏湖畔	623	4.8	84	70	65
豊富	854	5.0	102	85	80	朱鞠内	1,177	5.2	125	110	105
浜頓別	972	5.0	109	95	90	幌加内	1,101	5.2	121	105	100
中頓別	1,185	5.2	125	110	105	石狩沼田	938	5.0	107	90	85
北見枝幸	842	5.0	102	85	80	深川	941	5.0	107	90	85
歌登	1,182	5.2	125	110	105	空知吉野	884	5.0	104	90	85
中川	1,064	5.1	116	100	95	滝川	889	5.0	104	90	85
音威子府	1,099	5.1	118	100	95	芦別	810	5.0	100	85	80
美深	1,167	5.2	124	110	105	月形	763	4.9	95	80	75
名寄	1,184	5.2	125	110	105	美唄	783	4.9	96	80	75
下川	1,166	5.2	124	110	105	岩見沢	715	4.9	92	75	70
士別	1,091	5.1	118	100	95	長沼	821	5.0	100	85	80
朝日	1,083	5.1	117	100	95	夕張	865	5.0	103	85	80
和寒	1,056	5.1	116	100	95	美国	548	4.7	77	60	55
江丹別	1,154	5.2	124	110	105	神恵内	356	4.4	58	40	35
比布	1,095	5.1	118	100	95	余市	544	4.7	77	60	55
上川	1,037	5.1	115	100	95	小樽	456	4.8	69	55	50
旭川	904	5.0	105	90	85	岩内	448	4.6	68	50	45
東川	1,043	5.1	115	100	95	蘭越	587	4.7	80	65	60
忠別	1,100	5.2	121	105	100	俱知安	732	4.9	93	75	70
美瑛	1,126	5.2	122	105	100	寿都	-	-	-	-	-
上富良野	1,067	5.1	117	100	95	真狩	888	5.0	104	90	85
富良野	1,098	5.1	118	100	95	喜茂別	946	5.0	108	90	85
麓郷	1,087	5.1	118	100	95	黒松内	606	4.8	83	65	60
幾寅	1,110	5.2	121	105	100	雄武	912	5.0	106	90	85
占冠	1,285	5.2	130	115	110	興部	966	5.0	109	95	90
天塩	800	5.0	99	85	80	西興部	1,037	5.1	115	100	95
遠別	831	5.0	101	85	80	紋別	774	4.9	95	80	75
初山別	655	4.8	86	70	65	湧別	955	5.0	108	90	85
焼尻	477	4.6	70	55	50	滝ノ上	1,103	5.2	121	105	100
羽幌	622	4.8	84	70	65	常呂	972	5.0	109	95	90
達布	834	5.0	101	85	80	遠軽	1,022	5.1	114	100	95
留萌	589	4.7	80	65	60	佐呂間	1,135	5.2	123	105	100
増毛	469	4.6	70	55	50	網走	772	4.9	95	80	75
幌糠	866	5.0	103	85	80	宇登呂	771	4.9	95	80	75
浜益	480	4.6	71	55	50	白滝	1,109	5.2	121	105	100
厚田	539	4.7	76	60	55	生田原	1,160	5.2	124	110	105
石狩	569	4.7	78	60	55	北見	1,068	5.1	117	100	95

V-2-5

地域名	凍結指数	C	Z*70%	凍上抑制層厚(cm)		地域名	凍結指数	C	Z*70%	凍上抑制層厚(cm)	
				一般庁舎	特殊庁舎					一般庁舎	特殊庁舎
小清水	992	5.0	110	95	90	日高	958	5.0	108	90	85
斜里	928	5.0	107	90	85	日高門別	689	4.8	88	70	65
留辺祭	1,187	5.2	125	110	105	新和	901	5.0	105	90	85
境野	1,188	5.2	125	110	105	静内	475	4.6	70	55	50
美幌	1,085	5.1	118	100	95	三石	636	4.8	85	70	65
津別	588	4.7	80	65	60	中杵臼	782	4.9	96	80	75
羅臼	629	4.8	84	70	65	浦河	375	4.4	60	45	40
標津	811	5.0	100	85	80	襟裳岬	331	4.4	56	40	35
中標津	942	5.0	107	90	85	長万部	587	4.7	80	65	60
計根別	854	5.0	102	85	80	八雲	487	4.6	71	55	50
別海	935	5.0	107	90	85	森	472	4.6	70	55	50
根室	553	4.7	77	60	55	南茅部	353	4.4	58	40	35
納沙布	535	4.7	76	60	55	大野	495	4.6	72	55	50
厚床	837	5.0	101	85	80	函館	363	4.4	59	45	40
川湯	1,169	5.2	124	110	105	木古内	346	4.4	57	40	35
弟子屈	935	5.0	107	90	85	松前	188	3.7	36	20	15
阿寒湖畔	1,296	5.2	131	115	110	瀬棚	307	4.4	54	40	35
標茶	1,006	5.1	113	95	90	今金	473	4.6	70	55	50
鶴居	931	5.0	107	90	85	奥尻	339	4.4	57	40	35
中徹別	954	5.0	108	90	85	熊石	272	4.1	47	30	25
柳町	786	4.9	96	80	75	鶴	475	4.6	70	55	50
太田	767	4.9	95	80	75	江差	184	3.7	35	20	15
白糖	834	5.0	101	85	80						
釧路	657	4.8	86	70	65						
地方学	654	4.8	86	70	65						
陸別	1,303	5.2	131	115	110						
糠平	1,316	5.2	132	115	110						
上士幌	978	5.0	109	95	90						
足寄	1,071	5.1	117	100	95						
本別	1,000	5.1	113	95	90						
新得	784	4.9	96	80	75						
鹿追	875	5.0	104	90	85						
駒場	1,047	5.1	116	100	95						
茅室	1,040	5.1	115	100	95						
帯広	890	5.0	104	90	85						
池田	998	5.0	111	95	90						
浦幌	872	5.0	103	85	80						
糠内	1,229	5.2	128	110	105						
上札内	971	5.0	109	95	90						
更別	1,050	5.1	116	100	95						
大津	961	5.0	109	95	90						
大樹	1,006	5.1	113	95	90						
広尾	595	4.7	80	65	60						
厚真	872	5.0	103	85	80						
穂別	1,031	5.1	115	100	95						
大滝	968	5.0	109	95	90						
森野	661	4.8	86	70	65						
苫小牧	198	3.7	36	20	15						
大岸	577	4.7	79	65	60						
白老	539	4.7	76	60	55						
鶴川	765	4.9	95	80	75						
伊達	542	4.7	77	60	55						
登別	565	4.7	78	60	55						
室蘭	243	4.1	45	30	25						

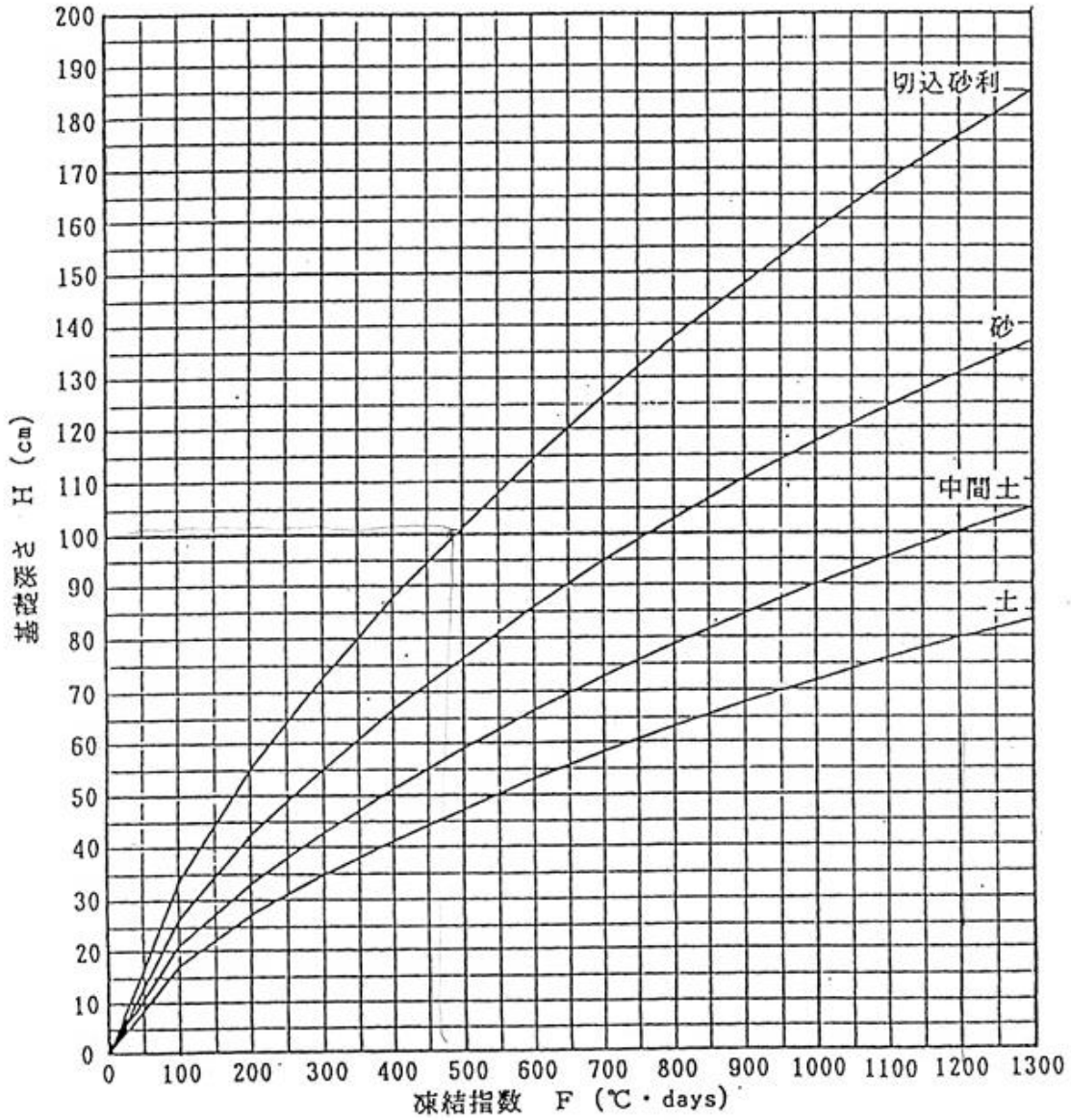


図-1 基礎深さ選定図

土質分類

土 : 74 μm 以下 (シルト, 粘土) 50%以上のもの

砂 : 2.0mm~74 μm (砂) 50%以上のもの

中間土 : 土と砂の中間のもの

切込砂利 : 砂とれきが適当に混ぜ合わさっているもの

表-2 基礎深さ選定表

土質 \ 凍結指数 F	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300
土	20	30	30	40	50	50	60	60	70	70	80	80	80
中間土	20	30	40	50	60	70	70	80	80	90	100	100	100
砂	30	40	50	70	80	90	90	100	110	120	120	130	140
切込砂利	30	50	70	90	100	110	130	140	150	160	170	180	180

注) 単位： 基礎深さ H (cm)、凍結指数 F (°C・days)

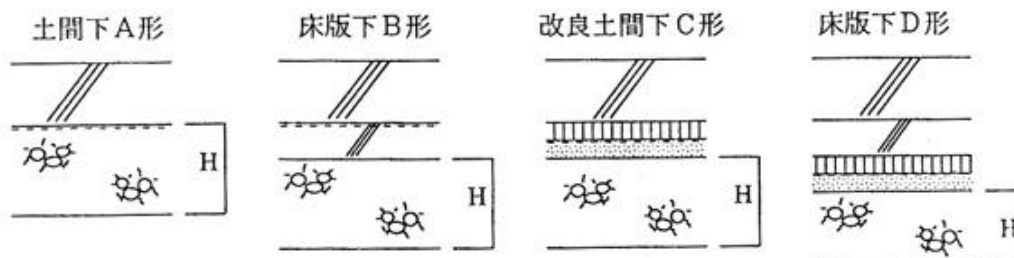
表-3 土間下地業選定表

地業 \ 凍結指数 F	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300
土間下 A 形	6	20	40	※ 50	-	-	-	-	-	-	-	-	-
床版下 B 形	6	10	30	※ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
改良土間下 C 形	-	-	-	10	10	20	20	30	30	40	40	50	50
床版下 D 形	-	-	-	6	6	10	10	20	20	30	30	40	40

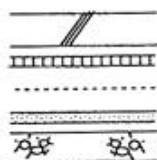
注 1) 単位： 砂利地業厚さ H (cm)、凍結指数 F (°C・days)

2) ※印は、通常使用しない

地業構成図



凡例



土間または捨コンクリート
 PF 保温板 (JIS A 9511 B 類 3 種) 両面表皮有り ⑦ 30mm
 ポリエチレンフィルム ⑦ 0.15mm 重ね 250mm 以上
 砂地業 ⑦ 50mm
 砂利地業

注) B 形、D 形で捨コンクリートに釘打ち、埋込金物を使用する場合は、ポリエチレンフィルムは捨コンクリートの下でもよい。

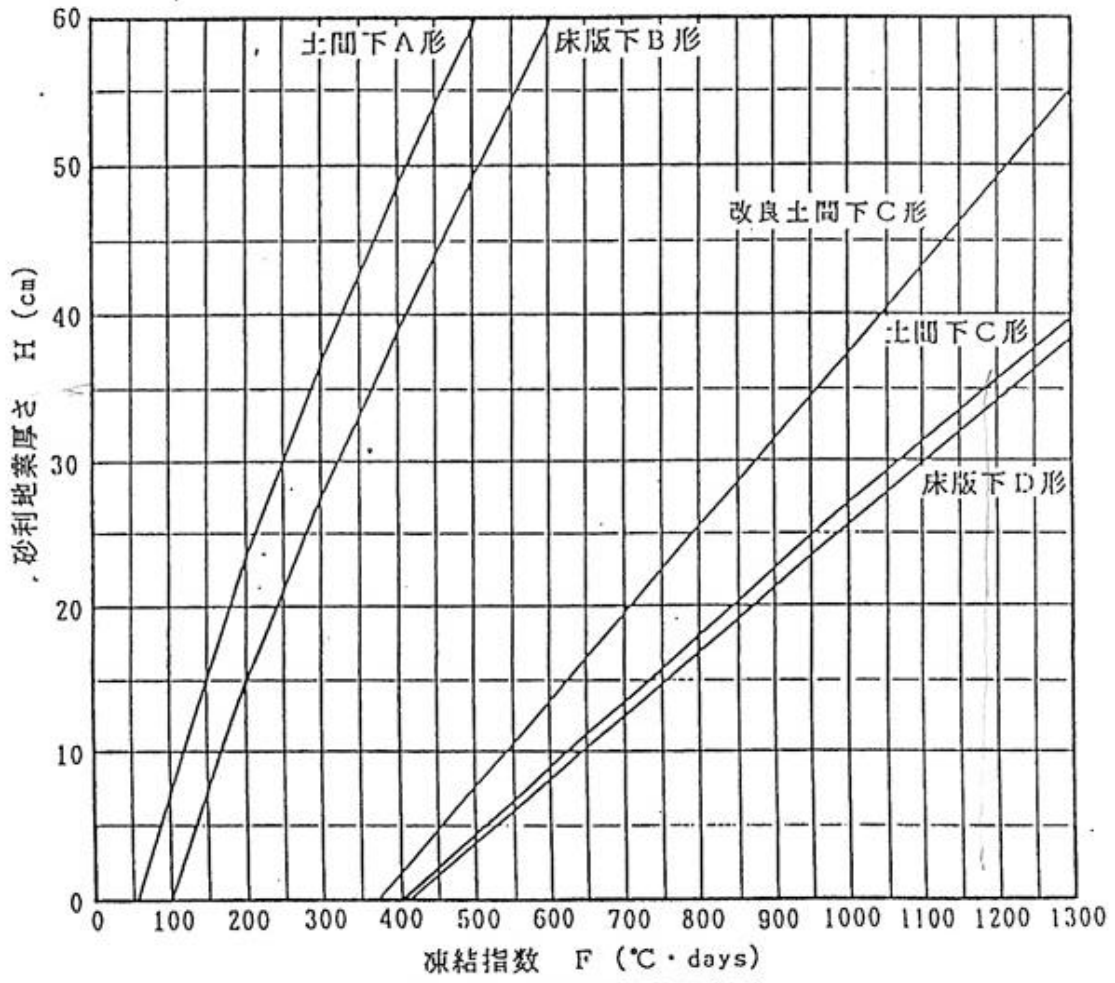


図-2 土間下地盤選定図